

## 合衆国憲法修正の承認に州民投票を課すことの合憲性

— The Story of *Hawke v. Smith*, 253 U.S. 221 (1920)

君塚 正臣

モース硬度のようなものが憲法学にあり、硬性憲法の硬性度を認定できるならば、上院か下院で議員の3分の1が反対するか、99の州の院 (house) のうち13が反対すれば改正 (修正) を阻止できるアメリカ合衆国憲法は、さしずめルビー及びサファイア級 ( $Al_2O_3$ ) の硬度9ということになるか。端的に言って、憲法を修正することは非常に難しい。つまり、アメリカで憲法修正をするためには、相当の熱と圧力が必要であり、圧倒的な単純化と妥協が必要となるのだ。それは、時に狂気と言い換えてもよいのかもしれない。本稿で取り上げる判例の狭義の争点は、州の承認において州民投票を用いられるのかということであるが、本件が、大日本帝国 (明治) 憲法も日本国憲法も不磨の大典 (バイブル) にした日本人に問い掛けるものは、それを超えて、憲法制定権力の発動に準じる憲法改正を理性的に行うにはどうしたらいいのか、ではなかろうか。無論、政治指導者の極私的な思い込みや思い出作りでなされるのは論外だ。本稿の物語は、禁酒法を導く憲法修正のものである。第一次世界大戦なのに銃後の呑んだくれはよろしくない、熱狂が突進した先にあったのは、アル・カポネの時代である。一連の禁酒法制定・廃止劇やどこかには、「人生はクローズアップで見れば悲劇だが、ロングショットで見れば喜劇である」というチャップリンの至言がよく似合う。

## はじめに

アメリカ合衆国憲法は、自らの修正について第5条で定める。合衆国憲法は、日本国憲法などとは異なり、13の独立した邦 (state) の代表による憲法制定会議、各邦の憲法会議を経て、9邦の承認が得られた1788年6月に発効した条

約 (国約) 憲法である。まず、憲法により「日本国」が創設され、その中で縦の権力分立として地方自治が保障されるが、設置されるべき「地方」の規模や層の数などが明言されず、その一応の完成がやっと明治の途中であり、基礎的自治体は市町村の方であるという都道府県<sup>1)</sup>と、アメリカの州 (state) を比較すべきものではない。だからこそ、合衆国 (合州国) 憲法の改正には、連邦議会の特別多数決の後、大多数の州の同意が必須である。第 5 条は、最初の憲法の発効の要件である 13 分の 9 (69.2%)<sup>2)</sup> を超える、4 分の 3 (75%) の州の議会議会が憲法会議の承認を憲法改正の十分条件としている。軽目の特別多数決では、連邦は維持できないと判断したのである。

実際、合衆国は 1861 年に重大な局面を迎えた。南部 11 州が順次連邦を離脱し、アメリカ連合国 (Confederate States of America) を形成、残った 23 州との間で南北戦争が戦われたのである。奴隷制の是非や産業構造の違う南北の矛盾は、総力戦、即ち多数の犠牲<sup>3)</sup>の末に決着した。終戦直後にリンカン大統領が暗殺されたこともアメリカを騒然とさせた。憲法がなくなり、大統領がいなくなれば、国籍法も出生地主義を基盤とするアメリカ人たちの「アメリカ」はなくなる。合衆国憲法は、(国際比較をすれば短い) アメリカの歴史そのものである<sup>4)</sup>。この意味でも、憲法修正を必要とする論争は一大事である。

## 1 Hawke v. Smith に至る事情

合衆国憲法の修正は、まず、第 1 の方法として、「両院の 3 分の 2 の賛成」が必要であるが、その際、両院共同決議案 (joint resolution) の形式を採用するのが通例である。各院での定足数は総議員の過半数で、有効投票の 3 分の 2 の賛成が必要とするのが慣例である<sup>5)</sup>。第 2 の方法として、3 分の 2 の州議会の要求に基づき連邦議会が招集する憲法会議による発議という方法も規定されているが、今日まで、この方法によって憲法修正が提案された例はない。

合衆国憲法第 5 条を見る限り、明文上のいわゆる憲法改正の限界は、1808

年を過ぎた現在、小さな州の全てが人口的に極度に過剰な代表という特権を放棄するとは思えないため、上院議員選挙における各州対等だけである<sup>6)</sup>が、合衆国憲法の憲法構造上、実質的には、連邦制であることや共和政体であること、そして憲法第5条自身<sup>7)</sup>も改正限界に含んでよさそうである<sup>8)</sup>。これ以外、改正は自由にできそうであるが、アメリカ合衆国憲法の修正案が成就するには、連邦議会を通過した次に、州の4分の3の賛成を得なければならず、そのハードルは極めて高い。それは、単に州の4分の3というばかりではない。現在、アメリカの州は50であるから、13州が反対すれば修正案は葬り去れる。連邦憲法5条によれば、州の「議会」もしくは「州における憲法会議」の賛成が必要であり、その何れを選ぶかは「連邦議会が提案する」こととなっているが、通常、前者が選ばれる。そして、ネブラスカ州以外の州議会は二院制であるので、州レベルで99ある院 (house) のうち13が反対すれば修正提案は潰せるという、修正阻止側に相当有利なゲーム (単純に言って、必要賛成率87.9%) である。これは、全米で満遍なく賛成が多い提案以外はまず勝てないことを意味する。また、全ての州がそのような程度の「拒否権」を対等に有するということは、相対的に小州の少数派に過大な「拒否権」を付与したということである<sup>9)</sup>。このため、提案は1万以上あるが、成立した憲法修正は27しかないのである<sup>10)</sup>。

これ乗り越えて憲法修正がなされると、国立公文書記録管理院 (National Archives and Records Administration) の院長 (Archivist of the United States) がこれを公示する (合衆国法典第1編第106b条)<sup>11)</sup>。

1791年発効の修正10カ条で人権条項は、連邦憲法に人権条項がないことで連邦派主導の連邦政府が専制的にならないかと批判されたための妥協の産物であり、うち、修正1条は現在まで重要な条文である。修正13・14・15条の改正は、北軍勝利の圧倒的事情を背景に成立した劇的なものである。それは、合衆国の憲法構造を変えるほど大きく、州の行為も連邦憲法に違反してはならないとする編入理論を導いた。しかし、以上を除く殆どの修正条項には、大多数の州の賛成が必要であるが故に、大胆なものはない<sup>12)</sup>。

南北戦争後から 1893 年頃までの金ぴか時代 (Gilded Age) に続き、それ以降 1920 年頃まで、アメリカは理想主義に満ちた革新主義の時代 (Progressive Era) を迎える<sup>13)</sup>。科学と効率を崇め、自由放任経済を修正し、巨大企業の登場による独占規制など、政府の責任による権限強化、社会統制を、道徳的情熱をもって目指した時代である<sup>14)</sup>。革新主義者たちはその成果を連邦憲法に残し、恒久化しようとした。修正 16 条は連邦議会に所得税賦課権限を (州の人口比ではなく) 与えるもの (1913 年)、修正 17 条は上院議員を直接選挙としたもの (同年)、そして禁酒法の修正 18 条 (1919 年)、女性参政権の修正 19 条 (1920 年) である。連邦憲法修正は非常に困難であったが、その理解はいつも一様ではなく、革新時代は、建国当初と南北戦争期を例外に、珍しく楽観主義が高まった時代である<sup>15)</sup>。禁酒法は、革新時代の子という一面を持っていた。

それにしても、禁酒 (temperance) を徹底するために、憲法まで修正する、一見「理想主義的な試み」<sup>16)</sup> とは何であったのか。

植民地時代からワインは神の贈り物とされる一方、ピューリタンたちは酒呑みに厳しく、本当に歯止めなき酒呑みを嫌がり、泥酔者を「罪人」として晒し台の刑に処すなどしてきた<sup>17)</sup>。当初、蒸留酒に関する節酒だったのであるが、1840 年代には蒸留酒の禁酒から一切の種類の絶対的禁止にエスカレート<sup>18)</sup> し、全米的に広がりを見せた。1850 年代になると、カトリックの移民に説諭はもはや有効ではないと考えられるようになり、法律で酒を厳しく取り締まることがアメリカ社会で一般化し、メイン州を皮切りに、20 世紀初頭までに 18 州で禁酒法が制定され<sup>19)</sup>、1869 年には全国禁酒法党まで結成された<sup>20)</sup>。連邦禁酒法制定の 1919 年の時点では 33 州で禁酒法が制定されていた。

1810 年代頃、西部に移住した農民たちが、輸送途中で腐敗するのを恐れてトウモロコシや麦をウイスキー工場に送り、バーボンが安価で作れるようになると、その過剰生産が過剰な飲酒を招くようになった<sup>21)</sup>。産業革命で飲酒量増えるようになると、バーボンなどをよく飲んだ東南欧系移民 (カトリック系やギリシャ正教系が多数)<sup>22)</sup> の支配する酒造業者や酒場への批判が加わる。そし

て、夫の酒場浸りには妻たちの不満があり、1874年結成の婦人キリスト教禁酒同盟の女性たちが酒場に押しかけて賛美歌を合唱し、酒場の閉鎖を求めて居座るなどした、「禁酒十字軍」活動も盛んであった<sup>23)</sup>。著名な男性作家が<sup>ことごと</sup>尽く酒呑みだった<sup>24)</sup>時代である。政治腐敗や買春の温床として酒場を糾弾すべく、1895年には反酒場連盟が結成され、資産家のロックフェラーなどもこれに多額の寄付を行った<sup>25)</sup>。ドイツ系移民が増えると、良質なラガービールの生産も増え、そうなると、商売敵である醸造業者と蒸留酒業者は結束できなかった<sup>26)</sup>。また、この後、修正19条で女性参政権が認められたことに象徴されるような新しい時代の訪れと都市化により、GNP年率5%成長という中で女性たちも平気で酒場に行く風潮に対し、古き良きアメリカを懐かしむ人々は反発した。1912年にウェブ・ケニヨン州際酒類輸送法案が連邦議会を通過したのに対し、タフト大統領が拒否権を行使したが、上下両院は3分の2の再議決で同法を成立させた<sup>27)</sup>。禁酒法推進派（ドライ派）優位はここに明らかとなった。

この風潮の中で、第一次世界大戦が1914年7月28日に勃発した。アメリカは中立の筈であったが、国民はイギリスに肩入れし、ウィルソン大統領も英仏寄りの政策を採った<sup>28)</sup>。ウィルソンは、国民に対し、非常事態に国民的犠牲を求めた。そして、1917年4月6日の参戦以後、銃後の呑んだくれを倫理的に批判するドライ派は勢いづいた。4月2日からの臨時議会は元々対ドイツ宣戦布告を審議するために招集されたのであったが、彼らは、適時だと、禁酒法の憲法修正を提案した<sup>29)</sup>。このほか、醸造業を牛耳るドイツ系がマシン政治の一翼を担っていることへの反発もあった<sup>30)</sup>。穀物不足の予防も、禁酒法制定の理由の一つとされた。

この中で、禁酒法の文言の妥協が成立する。第1節を「本条の承認から1年を経た後は、合衆国及びその管轄権に従属するすべての領土において、飲用の目的で人を酔わせるような (intoxicating) 酒精飲料を醸造、販売もしくは運搬し、又はその輸入もしくは輸出を行うことを禁止する」とする修正18条が連邦議会に提案された。酒を飲むのではなく、酒類を巡る業者の活動を禁じたの

である。上下両院は、1917 年 12 月 3 日に各州に合衆国憲法のこの修正を提案する両院共同決議を行い、同月 18 日に上院では 65 対 20、下院では 282 対 128 という意外な大差で可決された。そして、第 3 節の規定に従い 7 年以内に、全米各州の 4 分の 3 の州議会の承認を待った。48 州のうち 36 州が承認すれば憲法修正となる。この頃、各州議会は議員定数不均衡があって農村部代表が過剰であったため、敬虔な信仰と質素な生活態度を旨とする農村の（つまりは独立以来のプロテスタント・アングロサクソンの）生活様式がアメリカの正統として通り易かった<sup>31)</sup>。禁酒法反対派（ウエット派）はこれに気付くのが遅かった。

修正案は、1919 年 1 月 16 日にはネブラスカ州が 36 州目の承認をした。既に、Hollingsworth et al. v. Virginia 判決<sup>32)</sup>で、大統領の拒否権は憲法修正に及ばないことは確定的となっており、それは特に問題とならなかった。同月 29 日、国務長官は、本件の舞台であるオハイオ州を含む 36 州を挙げ、修正 18 条の成立を宣言した。このとき、禁酒法制定の大きな理由であった第一次世界大戦は前年 11 月 11 日に終結していたが、最早関係なかった。修正 18 条は、その第 1 節に従い、1920 年 1 月 17 日午前 0 時に発効した。州禁酒法が施行されているところも多く、意外と前夜のサヨナラ・パーティーは少なかった。1919 年 10 月 28 日成立のヴォルステッド法（全国禁酒法）により、醸造、販売、運搬、輸出入に加え、配達も処罰されることとなり、製造・販売の再犯の法定刑は最大で禁錮 5 年・罰金 2000 ドルであった<sup>33)</sup>。禁酒法時代が始まったのである。

禁酒法反対派はそこで、修正 18 条、及び女性参政権を憲法上保障した修正 19 条（1920 年 8 月 18 日発効）を違憲とする理論闘争に入った。基本的に、その主張は州権論に基づく。両修正は共に「州」を消滅させ、連邦を消滅させるものであり、また、憲法修正の名の下に直接法律を制定するものであるから、立法院の越権行為であって無効であるとの主張<sup>34)</sup>はその典型である。しかし、これに対しては、憲法改正は明示的例外以外無制約であって、明文上、連邦各院の 3 分の 2 の判断にそれを委ねており、裁判所は、その判断を行使したか否かの判断はできるが、それが賢明か否かの判断を議会の判断に変えて司法院が

することはできないとの反論<sup>35)</sup>もなされた（「延長戦」の一つとして、今回本件事案である修正 18 条承認無効の訴訟、州議会が州民投票を行ったことを否定しようとした訴訟が、オハイオ州民により起こされている）。

連邦最高裁判決は 1920 年 6 月 1 日に下された。

## 2 Hawke v. Smith, 253 U.S. 221 (1920)

### (1) 事案

George S. Hawke は、連邦憲法修正 18 条の州の承認の賛否に関し、州議会が州有権者に州民投票で問う際に用いる投票用紙を印刷し備える際に、オハイオ州の州務長官 (Harvey C. Smith) が公的資金を使うことは許されないとして、同州フランクリン郡民事訴訟裁判所に、禁止命令の申立てを行った。この修正を提案する両院共同決議は 1917 年 12 月 3 日になされた<sup>36)</sup>。修正条項案は、アメリカ合衆国とその管轄権の及ぶ全ての領域内で、飲料目的のため、「人を酔わせるような」(intoxicating) 酒の販売又は輸送、輸入又は輸出を禁止していた。各州は、適切な立法によって修正を実施する同一の力を与えられた。決議は、州への付託の日から 7 年以内にこれらの州の議会による憲法の修正事項として承認されない限り、修正は無効となるものと規定する。オハイオ州議会上院と下院は、同州議会によって提案された修正を承認したという決議を採択し、承認の両院共同決議の謄本が連邦の国务長官と連邦議会の各々の院の議長に、知事によって送り届けられるよう命じた。この決議は、1919 年 1 月 7 日に採択され、同月 27 日、州知事は決議に従った。同月 29 日に、連邦の国务長官は、オハイオ州を含む承認 36 州の名を挙げて、修正の発効を宣言した。

### (2) デイ判事<sup>37)</sup>法廷意見 (全員一致)

我々の考慮すべき問題とは、連邦憲法修正における州議会による承認まで州民投票を広げることは、合衆国憲法第 5 条と衝突しているか、ということであ

る。1918 年 11 月のオハイオ州憲法改正は、以下のように規定する。「人民は、合衆国憲法の提案されたあらゆる修正を承認する州議会の活動に関して、州民投票による立法権をも保有する。」対して、合衆国憲法第 5 条は、「連邦議会は、両院の 3 分の 2 が必要と認めるときは、この憲法に対する修正を発議し、又は、3 分の 2 の州の立法部が請求するときは、修正を発議するための憲法会議を召集しなければならない。何れの場合においても、修正は、4 分の 3 の州の立法部または 4 分の 3 の州における憲法会議によって承認されたときは、あらゆる意味において、この憲法の一部として効力を有する。何れの承認方法を採用かは、連邦議会が定める。但し、1808 年より前に行われるいかなる修正も、第 1 条第 9 節 1 項及び 4 項の規定に変更を加えてはならない。いかなる州も、その同意なしに、上院における平等の投票権を奪われることはない」と規定する。

憲法修正は、正しく制定され、正しく承認されることで、合衆国人民の憲法となる<sup>38)</sup>。連邦憲法第 5 条は、議会への人民による権限の交付である。4 分の 3 の州議会か憲法会議の承認によって憲法修正は有効になるが、それは連邦議会の選択に委ねられる。この 2 つの方法に限られている<sup>39)</sup>。条項の文言は単純で、その解釈において疑いの余地がない。唯一の本当の問題は、憲法制定者による、「議会」(legislatures)による承認が必要、とは何を意味するか、である。議会とは、人民の法律を作る代議制組織体のことである。憲法では、この語は、第 1 条第 2 節・第 3 節・第 8 節、第 4 条、第 6 条などのように、この明白な意味でしばしば使われる。第 4 条第 3 節も、ある州の管轄内に新しい州を設立することを、元の州の議会の同意を得ることなく認めない、と定める。憲法制定者が、その語が州の議会の活動に言及したものであることは明らかにわかっており、それを慎重に用いていることは、疑問の余地がない。

現在のオハイオ州憲法は、国民投票に対する規定を定めるが、上院と下院からなる州議会に主に立法的な権能を授けている。その第 2 条第 1 節は、次のように規定する。「州の立法権は、上院と下院からなる州議会に授けられる。但し、人民は、州の法律と憲法の改正を発議する力を自分自身に確保し、以下規



定されるように、州民投票で提案内容を選ぶか拒絶するかを選ぶために投票できる。」連邦憲法修正批准権限は、この州の立法権に裏付けられており、それが州民投票を求めることとなれば、連邦憲法修正批准は州民投票に委ね得るとの議論に支えられている。

しかし、憲法修正における州による承認は、語の正しい意味の範囲における立法行為でない。それは、発議された修正に対する州の同意の表明以外の何物でもない。修正 11 条挿入の際、Hollingsworth et al. v. Virginia 判決において、憲法改正の付託について大統領に承認などの行為を要しない、「大統領の拒否権は、通常の立法の場合だけの話だ」と、本法廷は全員一致で結論付けた。州法を制定する立法権が州の人民に由来するというのは正しい。だが、連邦憲法の発議された修正を承認する力は、連邦憲法にその源がある。州による承認についての州の制定法は、州とその人民が同様に同意した連邦憲法から、その権限を得る。

確かに、上院・下院の議員の選挙についての方法が各州の議会で決定されることなどは、連邦憲法第 1 条第 4 節で定められている。これを決めるのに州民投票を用いることは許容される<sup>40)</sup>。しかし、そのような立法活動と、連邦憲法修正提案の承認に関する憲法の必要条件とは全く異なる。

原判決は破棄される。

### 3 Hawke v. Smith の影響

#### (1) コンパニオン・ケースの同日に判決の下された事案について

本件には、同じく 1920 年 6 月 1 日に判決された、原告・被告まで同じコンパニオン・ケースがある。異なるのは、対象が修正 19 条だということである<sup>41)</sup>。全員一致で、無論、結論も同じく、連邦憲法修正の承認を州民投票に持ち込むことは連邦憲法違反であるとした、短い判例である。

女性参政権は世界的にはほぼ 20 世紀の産物である。アメリカでも南北戦争

後の憲法修正で、黒人男性の参政権は保障されたが、女性の参政権は認められなかった。州レベルでも、1869 年のワイオミング州が女性参政権を認めたが、77 年までに 7 つの州がこれを拒絶するなど、上中流層婦人を中心とする運動は停滞していた。だが、革新主義と結び付き、大規模デモを通じて、女性労働者とも運動が連携すると、遂に成果を上げた<sup>42)</sup>。修正 19 条は 1919 年 6 月 4 日に連邦議会を通過した。銃後で貢献した女性たちの運動の成果として、また、戦間期のリベラルな空気の中で憲法修正がなされたと評価できよう。

女性参政権反対派は、その後、憲法改正そのものが無効であるとして、再び訴訟を起こした。連邦最高裁は、1922 年、修正 18 条に関する本判決をも引用しつつ、州議会が修正条項を批准したとき、合衆国憲法によって与えられた連邦機関としての権限は「州民によって課せられるいかなる制限も超越した」(transcends any limitations sought to be imposed by the people of a state) 役割であるとして、連邦憲法改正は連邦の機能であると判示した<sup>43)</sup>。また、その後にコネチカット州及びバーモント州が批准した時点でこれを争う価値がなくなっており (moot)、かつ、テネシー州などの批准の有効性は、國務長官がそれを受け入れた時点で、もはや司法審査の対象から外れたとも述べた。

## (2) 禁酒法のその後

Hawke v. Smith 判決の直後の 1920 年 6 月 7 日に、やはり修正 18 条が憲法修正権限を超えて違憲だとして、ヴォルステッド法 (全国禁酒法) の執行差止めを求める諸事案に対する、National Prohibition Cases 連邦最高裁判決がある。連邦最高裁は、「飲用の目的で人を酔わせるような酒精飲料を醸造、販売もしくは運搬し、又はその輸入もしくは輸出を行うことを禁止する」ことは連邦憲法第 5 条の修正権限の枠内にあるとした。連邦最高裁は、珍しく、憲法修正の内容的効力まで踏み込んだ<sup>44)</sup>。また、酒精飲料運搬の罪で起訴された被告人が、州の承認のために 7 年の猶予を州の同意なく決めた修正 18 条は違憲であるとの訴えも、それは連邦議会が定め得るとして斥けられた<sup>45)</sup>。個人の自由を制

限する以上、州の憲法会議の承認によるべきだ、との訴えも斥けられた<sup>46)</sup>。

禁酒法の結果、実際、飲酒は確かに減ったようである。ただ、禁酒法には様々な抜け道があった。まず、多くのストックである。社交クラブなどの酒類の保有は禁じられたが、個人での保有は許されていた（中には、禁酒法施行前に存分に買い貯め、1933年12月5日までに飲みきれなかった者もいたそうである）。それから、宗教・医療・産業用のアルコールは認められていたし、果実抽出のシロップを基に酒類を自家醸造することが横行した<sup>47)</sup>。「シロップ」を禁じようにも、その定義は困難であった。アルコール含有0.5%未満の「ニア・ビール」のようなものの密造は、結局黙認された<sup>48)</sup>。そして、アメリカの国境は長く、国境線の全てで密輸を監視することは、まず不可能であった。アメリカの禁酒法のお陰でカナダは潤い、イギリスは、大西洋上の島を中継基地にして漁船で酒類を運ばせた<sup>49)</sup>。かつ、連邦禁酒法部隊の係官の人数は、当初3000人とあまりにも少なかった<sup>50)</sup>。沿岸警備隊と税関局は、本業ではない酒類取締りに集中できず、緊密な協力関係はなかなか構築できなかった<sup>51)</sup>。

そして、やはり闇売買は横行した。1929年にはニューヨーク市に3万2000軒のもぐり酒場があったという（ただ、もぐり酒場の経営は高い酒の売上げよりも、賄賂と用心棒代が高く、割に合わなかった<sup>52)</sup>）。1920年代は経済的發展と解放感に満ち溢れた「ジャズ・エイジ（ニュー・イラ）」であり、特に権利面でも家電製品の發達の面でも女性解放が進み、古き良きアメリカの秩序を求めた1910年代とは空気も変わっていた<sup>53)</sup>。女性も闇酒場に潜り込み、ドライ派が守ろうとした、古き良き「お上品な」伝統はかえって崩壊した。禁酒法部隊を指揮する国内歳入局長は民選であり、取締り消極派が選ばれ易かった。憲法修正発効直後の1920年2月、禁酒法に対する世論の支持も少ない地域において無令状でワイン密造の捜査・没収を行った事案で、それが違法捜査だとされ、早々に矛先が鈍った<sup>54)</sup>。執行官は安月給であった上、早くも最初の2年間で23名が殉職しており、命懸けで取締りを行うことは割に合わなかった。よって、次々と買収された<sup>55)</sup>。密造・密売は闇の組織が支配した。1923年9月から1926年10

月の間にシカゴとその周辺で 215 人のギャングが仲間割れなどで殺害されるなど、対立・抗争により、多くの殺人事件が発生した<sup>56)</sup>。執行官の狙撃で死亡した者も多い。賭場も支配し、闇組織の頂点にいたのが、かのアル・カポネである。装甲車と機関銃で武装し、敵対者を容赦なく射殺した<sup>57)</sup>。結局、禁酒法は、ギャングの幹部ばかりを潤わせる結果となった。1928 年頃、禁酒法は「高貴な実験」(noble experiment)<sup>58)</sup>と揶揄されるようになっていた。

このような事態に、ウエット派は、州権論を楯として<sup>59)</sup>、酒を飲む飲まないにまで連邦が規制すべきものではないと、ヴォルステッド法(全国禁酒法)の改正、そして次第に、再度の憲法修正による禁酒法廃止を訴え続けていた<sup>60)</sup>。折しも、反酒場同盟リーダーであったジョージ・キャノン 2 世の醜聞(悪徳な株屋との関係、使途不明金、妻死亡前の秘書との交際など)が明らかになり<sup>61)</sup>、空気が変化した。そして、1929 年の大恐慌である。ドライ派は、禁酒をすれば人間はその分よく働くようになり、景気は好転すると宣伝してきたのだが、ここに至って「好景気は禁酒法のお蔭」は嘘だ、ビールの醸造などは雇用に寧ろ役立つのではないかと、評価が一変した<sup>62)</sup>。革新主義の余韻もほぼ終わった。この状況でドライ派の「転向」も相次いだ。特に、大富豪であるロックフェラー 2 世が、酒税のなくなった穴埋めに法人税が増税されてきたとする書簡を 1932 年にニューヨーク・タイムズ紙に公表し、ウエット派への転向を宣言したことは、衝撃的であった<sup>63)</sup>。1932 年の大統領選挙では、市場経済原理を信じ、経済問題に手をこまねいたと評価された、現職のフーバー(共和党)再選の目は早々に消えた<sup>64)</sup>。北部の移民労働者や伝統的な南部の期待を受け、民主党で有力な大統領候補となった F・ローズベルトが、候補者受諾演説において立場を変え、禁酒法に固執するフーバーとの違いを鮮明にし、景気回復のためにその廃止と市場経済への積極介入を選挙公約にした<sup>65)</sup>時点で、いわゆるニューデール連合の地滑り的大勝と禁酒法の終焉は見えた。憲法修正ゆえ、議会選挙でもその勢いで民主党が上下両院でほぼ 3 分の 2 を占めたことが大きい<sup>66)</sup>。

禁酒法廃止の憲法修正は連邦議会で、1933 年 2 月 28 日に、導入の際と同様

に提案された。上院では63対23、下院では289対121の大差で通過した。異なっていたのは、州の承認について、連邦議会が、4分の3の州における憲法会議の承認の方を選択したことであり、今日までの憲法修正で唯一の例である。これは、州議会の中には、数年前の選挙結果からドライ派優位のものがあることを懸念してのことである<sup>67)</sup>。1933年12月5日に、36番目のユタ州が承認した時点で修正21条が発効し<sup>68)</sup>、修正18条は廃止された<sup>69)</sup>。

### (3) Hawke v. Smith 判決以降の連邦最高裁の動向

本判決は、憲法修正の是非が最高裁で争われることが稀であるからか、引用されることは少ない。前述の通り、National Prohibition Casesにおいて、連邦議会での採決に必要なのは「出席議員」の3分の2であることが判示された際や、憲法修正は知事抜きで州議会が決めればよい<sup>70)</sup>とする連邦最高裁判決<sup>71)</sup>、修正17条が制定された以上、上院議員を選ぶのは重要だとする連邦最高裁判決<sup>72)</sup>などで引用されたのが目立つ程度である。

1939年のColeman v. Miller判決<sup>73)</sup>は、連邦議会が発議した児童労働修正に対し、カンザス州議会が1925年に承認否決を決議したが、そこに、修正18条以来通常のやり方となっていた、承認のための期間(7年が多い)が提示されていなかったことを突いて、1937年になって再度、州議会上院が審議を行い、可否同数となったので、州副知事である上院議長が承認票を投じて可決とし、下院でも可決されたため、州として承認への改められたことにつき、憲法修正反対派の州上院議員らが、州は「合理的期間内」に承認しなかったのだから決議は成立していないとして、決議の送付を差し止める訴訟を起こした事案である。この判決でも本判決は引用された。だが、Coleman判決で、連邦最高裁は、州議会に過去の承認否決や撤回があっても、当該州が承認の後、全米の4分の3の州の承認を待っている段階であることもあり、政治問題であり<sup>74)</sup>、司法判断し得ないとした<sup>75)</sup>。そして、Coleman判決は、憲法修正条項に関する判決が極端に少なく、学説の関心も薄いため、長くこの分野では政治問題の法理が

支配するとの理解を浸透させる中心的先例になっていった<sup>76)</sup>。

連邦最高裁は、憲法修正は人民の力を示すものだが、代議制で行い、全てを拘束するということを確認した<sup>77)</sup>が、この際も本判決は引用された。アリゾナ州独立選挙区割委員会を違憲としなかった判決<sup>78)</sup>では、州におけるレファレンダム (州民発案) が立法権の一部であっても、連邦憲法の修正手続は、州議会の排他的権限であり、明確に違うという文脈で本判決が引用された<sup>79)</sup>。憲法修正の内容的効力の黙示的制約の判例はない<sup>80)</sup>。

間接的に引用されたとと思われる例もある。連邦下院選挙区割法が州知事の拒否権の対象となるかが争われた訴訟<sup>81)</sup>においても、本判決は、議会は立法府だが、憲法改正の承認機関として作用する、として引用された。州議会下院の選挙区割りに修正 14 条を及ぼして、「一人一票」原則に基づき、是正しないなら全州一区で選挙せよとした判決<sup>82)</sup>でも、本判決は引用された。このほか、投票用紙から下院 3 期、上院 2 期以上の者を弾く州法を違憲とする判決<sup>83)</sup>や、*Bush v. Gore* 判決<sup>84)</sup>でも引用されている。この判決で、スカリア、トーマス両判事の同調したレーンキスト長官の同意意見<sup>85)</sup>が、連邦の手続は連邦が決めるのだと言わんばかりに、州の最高裁が、再集計に関する州憲法の解釈によって連邦憲法第 2 条に違反したと述べていることには、本判決にも通じる点を感じるが、本判決はほぼ憲法修正条項に限定的な先例だと言うべきであろう。

#### (4) 検討

本判決は全員一致である。禁酒法は、民主党のウィルソン大統領の下で制定され、共和党のフーバー大統領が好んでいた。9 人の裁判官は、共和党の大統領に指名された者が 5 名、民主党の大統領に指名された者が 4 名 (そのうち 1 名がホワイト長官で、長官指名の際の大統領は共和党) であるが、党派の影響は読み取れない。上院議員、連邦裁判官、州裁判官という出自や、出身州の影響も読み取れない。

連邦最高裁は、憲法修正の手続的効力については判断できると解していよう。

但し、それが明確でない、解釈を駆使せねばならないときには、政治問題の法理などにより憲法判断を避けてきたと思われる。これとは逆に、連邦憲法が明示した手続に関しては徹底した文言解釈を行う模様である<sup>86)</sup>。本判決も、憲法修正に州が関われるのは、州民投票を排し、文字通りに州議会だけであると強調して、明確な違憲判断に至ったものである。この時点で、州知事の拒否権や、州「議会」ではない別の合議体、郡や市の議会の意思表示なども排される筈である。州有権者全員参加の州民総会などでも州「議会」でなく、違憲となろう。ここまで連邦憲法の文言に固執するのは、当時、他の憲法判例が原意主義に特に基づいていないであろうことを考えると、そうではなく、本件が憲法修正の手続だからとする説明の方が素直であろう。最高裁は、連邦修正の形式（手続）的効力の明示的制約には司法審査を及ぼすということにしたのである。州の承認の方法を、連邦制なのに州に委ねないのは、連邦憲法だからという単純な理由なのか、単一主権国家の住人には解らない面がある。

本判決は、州議会とはまさに「議会」、純粹な「議会」の意だと述べる。当時の48州のうち47州が二院制であったが、うがった観方をすれば、それをあまりに信用し過ぎなのではないかとの懸念もないではない。州が一院制を布いても構わない一方、理論上、三院制以上が許されない訳ではなく、院の数が増せば増すほど、その州での承認のハードルは高まる。一院制が許容されるのであれば、二院制の州でも、連邦憲法修正を審議する上下両院合同会議のようなもので承認してもよさそうであるが、本判決によれば、「議会」でないから違憲となりそうな印象である。これに対して、州議会の定足数などは連邦憲法の拘束がないのだとすれば、尻抜けの印象もある。

如是、連邦憲法は権力分立制を強調し、人民の直接の民意、言わばプーブル主権権的思考を嫌っている<sup>87)</sup>。そして、連邦のことは連邦が決める、憲法修正なので州の意向は確認するけれど、その示し方は連邦で（つまり連邦憲法で）決めた方法にきっちりとは従え、と言いたげである。州権派は猛然と批判しそうであるが、本判決はそれでも全員一致であった。

本判決は、州民投票を経た州の憲法修正承認を違憲としたのだが、直截に承認を無効とする判断に進んでも、修正 18 条では、結局、46 州が承認した<sup>88)</sup>ため、幸い、実質的に問題にならなかった。だが、もしもそれによって 4 分の 3 の州の承認という十分条件が欠格となる時、連邦裁判所はそう判断してよいか、また、できるのかも問題である。

なお、禁酒法時代、自宅での酒類の醸造は立派な「憲法違反」<sup>89)</sup>と解された。革新主義者たちは、あらゆる形態の財産権が保護されるわけではないと主張して、奴隷制度の廃止と禁酒法をその例に挙げた<sup>90)</sup>。憲法の私人間効力論の議論が、ドイツ流の直接効力か間接効力か無効力かの議論にならず、この種の議論の論理的帰結に過ぎない State Action 論に終始した<sup>91)</sup>のは、人種問題があまりにも過酷だったのと共に、或いは禁酒法の残像のためかもしれない。

本判決に、判例としての広い射程は、やはりなさそうである。

## (5) 憲法修正の困難性・再論

合衆国憲法の修正は非常に難しい。修正 21 条、即ち 1933 年以降の 77 年間で、その修正はわずか 6 つである。1951 年の大統領の 3 選禁止 (修正 22 条)<sup>92)</sup>、1961 年のワシントンのコロンビア特別区住民への大統領選投票権付与 (修正 23 条)、1964 年の連邦選挙における人頭税要件の撤廃 (修正 24 条)、1967 年の大統領が欠けた場合の副大統領の昇格など (修正 25 条)、1971 年の選挙権年齢の満 18 歳への引下げ (修正 26 条)、1992 年の連邦議会議員の任期途中の歳費引上げ禁止 (修正 27 条) だけである。何れも微修正である。

アメリカは、ほぼ、レーガン政権の登場で南部が共和党の牙城に転化して以降、レッド・ステイト (共和党優位州) とブルー・ステイト (民主党優位州) の分断が激しくなり、政治的な激しい意見対立を含むような「本来的な、憲法改正が日の目をみることは、まずない」<sup>93)</sup> ことになった。統治構造を大きく変化させるものや、「新しい人権」を大々的に挿入するような例は、近年皆無と言ってよい。全面「改憲」は論外である。一般的な男女平等を保障する憲法修正案



ですら、1972年に提案されながら、承認のための期間を3年延長しても35州の承認に留まり（このほか、州議会の一の院が賛成した州が8）、成立しなかった<sup>94)</sup>。アメリカ合衆国憲法には、現代に至っても社会権条項もない<sup>95)</sup>。

このことが、修正1条や修正14条などの数少ない人権条項の拡張的解釈や厳格な保障を導くこととなった。実際、実体的な内容を伴うことは、立法と連邦最高裁の憲法判断によって変更されることが多くなっている<sup>96)</sup>。だから、法律と比べて憲法が柔軟に解釈されてよいのかは、議論が残ろう。

## おわりに

本稿は、連邦憲法の修正における州の承認について、アメリカの古い連邦最高裁判例を軸に検討してきたものである。判決は全員一致で、かなり素朴な文言解釈により、それが州「議会」の承認そのものでなければならぬとしたものであり、それで片付けられたのである。

本判決は、日本国憲法の改正手続についても、興味深い示唆をいろいろと与えよう。もしも、憲法改正手続は憲法自身の文言に厳しく縛られるというのであれば、まず、日本国憲法の改正手続に関する法律（法平成19年法律第51号。憲法改正手続法<sup>97)</sup>）3条が「日本国民で年齢満18年以上の者」に投票権を付与していることも、憲法96条の「国民」による国民投票等に反していないか、考えねばならない。憲法96条の解釈から、「成人」による普通選挙相当の投票が導かれるのであれば、衆議院議員総選挙などは兎も角、18歳と19歳の者は憲法改正の際の国民投票等からは排除されねばならないことになる。逆に、憲法96条の「国民」は文字通りの国民なのであるから、18歳以上という年齢制限はかえっておかしいという解釈もあり得ないではない。また、将来、仮に外国人参政権を認めるに至っても、憲法改正の「国民」投票は、憲法上の「国民」に限定されるべきであり、国籍法等の解釈ではなく、日本国憲法が「国民」と解している人々で区切られねばなるまい<sup>98)</sup>。これまで、この辺りは問題にさ

れず、立法に委ねればよいと漫然と思ってきた節もあるが、疑問点も多い。

より大きな問題は、憲法改正手続法 98 条が、国民投票等の「投票総数」を「憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数を合計した数をいう」と、要は有効投票総数をそう定義し、その「投票総数の 2 分の 1 を超える」ことを承認の要件としていることである<sup>99)</sup>。有効投票総数を、この法律では「投票総数」と読むのだという強弁がありありと見える。憲法 96 条の文言は、「特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする」としているのであるから、投票総数の過半数が必要と読むのが素直である<sup>100)</sup>。また逆に、これを全有権者の過半数と読むことも無理である。投票不参加=反対ではない。投票所に到着しながら投票せず帰ったごく少数の者を排除する程度が、憲法 96 条の許容幅であろう。憲法改正手続法 98 条は違憲の疑いかなり残るものであり、微妙な票差となったとき、禍根を残すであろうと予言しておく。また、憲法の改正手続条項に厳密に従えというのであれば、「護憲派」の一部が主張している、投票率要件などを加味することは、憲法 96 条の明示的な要請でなく、かえって違憲になるのかもしれない。

憲法改正手続法 126 条 2 項は、「内閣総理大臣は、第 98 条第 2 項の規定により、憲法改正案に対する賛成の投票の数が同項に規定する投票総数の 2 分の 1 を超える旨の通知を受けたときは、直ちに当該憲法改正の公布のための手続を執らなければならない」と定めるのであるが、憲法改正手続が国会と国民投票で完結する筈であるのに、首相が割り込んでくる理由が不明である。最終的に、憲法改正は天皇が公布するからだ、との反論があっても、天皇の国事行為に必要なのは「内閣」の助言と承認であるから、この規定の主語も、せめて「内閣」であるべきである。必ずしもアメリカの古い判例が日本の憲法改正条項の解釈の基準となるわけではないが、そこで判示された示唆に富む点を踏まえれば、なお微妙な規定が日本の憲法改正手続法に残っていると見えよう。

本稿で取り上げたアメリカの事例では、最終的に、憲法修正の成否を巡る訴訟となったが、それは日本で果たして可能か。通常の選挙で当選者の決定がで

きる裁判所が、賛成多数かどうかの判定はができる。また、民主主義原理と立憲主義原理に背馳するような改正に対しては、司法審査は論理的に可能だとする指摘<sup>101)</sup>もある。それができるならば、それが投票総数の過半数でなければ憲法96条に違反するとの判示はできよう。ただ、提案された憲法改正案が憲法改正限界を超えるか否かを裁判所が答えられるかは、それが憲法制定権力類似の「国民」の声が示された後では困難な面があるのかもしれない。

何れにせよ、憲法改正は、国民各層から湧き上がる、現行条文では解決不能な困難な問題があるとの声があり、与野党の支持層の壁を超えるコンセンサスができなければ成就しないであろう<sup>102)</sup>。憲法改正手続法の個別の条項に、違憲の疑いが残るものがあるとすれば、なおさらである。政権主導の強引な改正では、それが「国会」の「発議」と言えるかも疑問であるし、「国民」の間に政治不信もしくは分裂を齎し、逆に「国難」を呼び込む結果になりはしないか、懸念される。最近のイギリスがよい反面教師である。裏返せば、本判決から読み取れるアメリカの教訓は、アメリカほどではないが日本国憲法の改正のハードルも一定程度高い<sup>103)</sup>ため、日本でも、一見誰も損しないように見える細やかな憲法改正だけが可能だ、ということなのかもしれない。1990年代の政治改革・行政改革（「この国のかたち」の再構築）は、実質的意味の憲法改正であった<sup>104)</sup>が、それは、形式的意味の憲法改正の困難さの裏返しでもある。9条でも参議院改革でもなく、高等教育無償化のプログラムのようなものばかりが成就するというのが、日本国憲法の改正の予定調和なのかもしれない。それでも、軍国主義時代を懐かしみ、大日本帝国（明治）憲法時代の「顕教」<sup>105)</sup>の方ばかりをクローズアップし、立憲主義の破壊を目論む政権担当者のファッショ的宣伝に流された「法制度化された憲法制定権力」<sup>106)</sup>が、これに賛同し、本章の禁酒法の例を超えて一気に「日本国」を終わらせるのか。何れにせよ、戦後国際秩序復帰（ヤルタ体制への参加）の国際公約<sup>107)</sup>たる「不磨の大典」<sup>108)</sup>のままの方がよかったという吐息を聞くようになるとの予測<sup>109)</sup>を帯びた、将来に対する唯ぼんやりした不安が、この国やその様々な部分社会にある。アメリカで

禁酒法が廃止された頃、どこかの国は、憲法条文はそのままに憲政の常道から軍国主義に転換し、「欲しがりません勝つまでは」(1942 年)の統制体制に突進していったことを忘れてはならない。その国やその様々な部分社会で、巻頭言に示したチャップリンの至言がもう妥当しないことを祈るものである。

- 1) 香川県の独立で現在の日本の府県・庁の 47 区分が一応完成したのは 1888 年 12 月のことである。1871 年の 3 府 302 県体制から変動しており、旧国名や幕藩体制とも一致するものではない。これ以降も、県境を超えての編入例は多い。東京府は、1878 年に伊豆諸島を静岡県から編入、1891 年に大泉・保谷地区を埼玉県から編入、1893 年に旧砦村や多摩地区を神奈川県から編入するなどし、1943 年 7 月 1 日に「都」となった。2016 年に町田市と神奈川県相模原市とで領域が一部交換されるなど、変動は続いている。江戸川河口付近に千葉県との係争地がある。2018 年、都道府県を参議院議員選挙地方区の区割り単位とする憲法改正案が自民党内で固まった模様であるが、これだけ流動的で歴史も浅く、憲法上の根拠もない都道府県をそのように解するとき、日本国を連邦制に転化する第一歩となってしまおうことを危惧しておく。
- 2) この要件は、修正 10 カ条の制定を呼び込んだ。憲法の発効のための 9 邦の承認を得るのに、マサチューセッツ邦では反連邦派が優勢で、権利章典の追加を約束して代議員票 187 対 168 の僅差で承認され、その後のニューヨーク邦、バージニア邦も僅差だったからである。安武秀岳『大陸国家の夢』75-76 頁 (講談社、1988)。
- 3) 南北戦争の戦死者は、北軍 35 万 9,528 人、南軍 25 万 8,000 人であり、その合計数は、アメリカのベトナム戦争までの対外戦争の戦死者合計 57 万 8,892 人より多い。野村達朗『フロンティアと摩天楼』10-11 頁 (講談社、1989)。
- 4) 君塚正臣「民主主義は幻想か?—『リンカーン』—統治機構」野田進=松井茂記編『新・シネマで法学』57 頁、60-61 頁 (有斐閣、2014)。
- 5) 判例は、定足数を満たした上で、「出席議員」の 3 分の 2 の賛成が必要だとする。National Prohibition Cases (Rhode Island v. Palmer), 252 U.S. 350 (1920)。連邦最高裁は、本判決直後の 6 月 7 日、本判決を引用してそう判示した。
- 6) 松井茂記『アメリカ憲法入門』[第 8 版] 48 頁 (有斐閣、2018)。これを改正限界とする規定 (合衆国憲法では第 5 条最終文) も、当然に改正限界である。
- 7) 一般に憲法改正条項が憲法改正限界であることは、芦部信喜『憲法学 I』76 頁 (有斐閣、1992)、佐藤幸治『日本国憲法論』40 頁 (成文堂、2011)、高見勝利「憲法改正規定 (憲法 96 条) の『改正』について」奥平康弘ほか編『改憲の何が問題か』79 頁 (岩波書店、

- 2013)、長谷部恭男=柿崎明二「憲法96条『改正』をめぐって」ジュリスト1457号2頁及び68頁(2013)、長谷部恭男「憲法96条の『改正』」論究ジュリスト9号41頁(2014)など参照。ゲームが始まってからゲームのルールは変更できない。
- 8) これに対し、檜山武夫「アメリカ連邦憲法の改正について」公法研究8号41頁、49頁(1953)、川岸令和「序 概説」駒村圭吾=待鳥聡史編『「憲法改正」の比較政治学」110頁、112頁(弘文堂、2016)は無限界説を肯定もしくは一般的な理解とする。
  - 9) 青柳卓弥「アメリカ制憲革命の憲法構造に関する一考察」慶大法学政治学研究26号95頁、108頁(1995)。
  - 10) 大沢秀介『アメリカの司法と政治』58頁(成文堂、2016)。
  - 11) 以上、小林公夫『主要国の憲法改正手続』(国立国会図書館調査及び立法考査局、2014)による。
  - 12) 修正10カ条に続く修正11条は、州と他州市民との間の訴訟に連邦の司法権は及ばないとするもの(1795年)、修正12条は、大統領・副大統領は別の一票によって選ばれることにしたもの(1804年)である。ここまでは、初期の誤作動を是正したものと言えようか。
  - 13) 革新主義時代がいつ終わったかは難しい問題であるが、1917年の第一次世界大戦アメリカ参戦もしくはウィルソンが大統領職を去る1920年までというのが一般的なようである。野村前掲註3)書154頁。名だたる革新主義者たちはニューディール政策に反対しており、遅く見ても1932年にはそれは完全に終わったのである。
  - 14) 野村達朗編『アメリカ合衆国の歴史』149頁(ミネルヴァ書房、1998)[高橋章]。
  - 15) 川岸令和「立憲主義のジレンマ」駒村=待鳥編前掲註8)書141頁、146頁。
  - 16) 田中英夫『英米法総論上』300頁(東京大学出版会、1980)。
  - 17) 岡本勝『禁酒法』21-22頁(講談社、1996)。確かに、酒呑みはとめどなく、どこでもそうであるが、朝まで飲み続けるとか、古い料亭政治的なものは本当に嫌だ。
  - 18) 同上20頁。絶対断酒に進んだのは、1840年のボルティモアの酒場の常連客6名が、自らを「ワシントンアン」と名乗って始めた運動がきっかけである。同書27-28頁。
  - 19) 同上29頁以下。
  - 20) 同上33頁。連邦最高裁も、カンザス州の禁酒法(州憲法)を全員一致で合憲としていた。Mugler v. Kansas, 123 U.S. 623 (1887)。
  - 21) 同上23頁。バーボン酒は、ケンタッキー州の郡名に由来する。
  - 22) 1870-1900年の移民は、ドイツから267万6,000人、イギリスから161万2,000人、アイルランドから148万1,000人などが目立つものであったが、1900-1920年では一転、南東欧から352万2,000人、イタリアから315万6,000人、ロシア・ポーランドから251万

9,000 人などが圧倒的に上位を占めるようになった。野村前掲註 3) 書 73 頁図 17。

- 23) 岡本前掲註 17) 書 34 頁。
- 24) ノーベル賞作家であるルイス、オニール、フォークナー、ヘミングウェイ、スタインベックは全員。これ以外にも、フィッツジラルド、ロビンソンなど。同上 8-9 頁。
- 25) 同上 38 頁。
- 26) 同上 40-41 頁。
- 27) 同上 43-44 頁。
- 28) 野村編前掲註 14) 書 160-161 頁 [高橋章]。
- 29) 岡本前掲註 17) 書 158 頁。
- 30) 同上 44 頁。
- 31) 同上 164 頁。
- 32) *Hollingsworth et al. v. Virginia*, 3 Dall. 378 (1798).
- 33) 岡本前掲註 17) 書 70 頁。
- 34) William L. Marbury, *The Limitations upon the Amending Power*, 33 HARV. L. REV. 223 (1919).
- 35) Wm. L. Frierson, *Amending the Constitution of the United States: A Reply to Mr. Marbury*, 33 HARV. L. REV. 659 (1920). これについて、これを引用した高柳賢三『司法権の優位』160-161 頁 (有斐閣、1948) は、それでは違憲審査権も否定されるのではないかと批判する。
- 36) 40 Stat. 1050.
- 37) 1903-22 年在任。T・ローズベルト大統領 (共和党) が任命。連邦裁判官出身。
- 38) *McCulloch v. Maryland*, 4 Wheat. 316, 402 (1819).
- 39) *Dodge v. Woolsey*, 18 How. 331 (1885).
- 40) *Davis v. Hildebrandt*, 241 U. S. 565 (1916). 州民投票で決めたのは選挙区割りである。
- 41) 253 U.S. 231 (1920) [Hawke II].
- 42) 野村前掲註 3) 書 110-117 頁参照。
- 43) *Leser v. Garnett*, 258 U.S. 130 (1922).
- 44) *National Prohibition Cases*, *supra* note 5. 青柳卓弥「アメリカ合衆国における憲法修正権と司法審査権に関する一考察」慶大法学政治学研究 24 号 259 頁、272 頁 (1995)。
- 45) *Dillon v. Gloss*, 256 U.S. 368 (1921). 大沢秀介「アメリカにおける憲法修正過程をめぐる最近の議論について」慶大法学研究 74 巻 1 号 45 頁、50 頁 (2001) 参照。
- 46) *United States v. Sprague*, 282 U.S. 716 (1931). 同上 51 頁参照。

- 47) 岡本前掲註 17) 書 113 頁以下。
- 48) 同上 110-113 頁。
- 49) 同上 94 頁以下。
- 50) 同上 77 頁。
- 51) 同上 78-79 頁。
- 52) 同上 124 頁以下。
- 53) 同上 6-7 頁。
- 54) 同上 82-88 頁。
- 55) 同上 90-94 頁。
- 56) 同上 151-152 頁。
- 57) イタリア系移民の子のカポネは 1931 年に告発され、禁錮 11 年の刑を宣告されるが、罪名は殺人などではなく脱税である。模範囚として 1939 年に釈放されたが、梅毒に冒されており、フロリダで療養生活の後、1947 年に脳出血で死亡した。同上 151 頁。
- 58) フーバーによる、「高貴な動機と遠大な目的をもった社会的、経済的実験」という禁酒法評のパロディー。同上 3 頁。
- 59) このため、禁酒法反対運動家の多くは、その後に行ってくる時代では、ニューディール反対派となった。野村編前掲註 14) 書 181 頁 [常松洋]。
- 60) 岡本前掲註 17) 書 158 頁以下。
- 61) 同上 173-176 頁。
- 62) 同上 178 頁。
- 63) 同上 181-182 頁。
- 64) 上杉忍『バクス・アメリカーナの光と陰』28-30 頁 (講談社、1989) によると、フーバーは「陰気」で、F・ローズベルトは「愛想がよくて人間らしく振るまう」などと評され、「フーバー以外なら誰でも」よいとされた。選挙人獲得数で 59 対 472 が選挙結果。
- 65) 岡本前掲註 17) 書 191 頁。
- 66) 同上 192 頁。上院で民主党 59 議席 (2 年前の選挙後 47 議席)・共和党 36、下院で民主党 313 (216)・共和党 117 (218) となった。
- 67) 同上 193 頁。
- 68) 但し、州レベルで禁酒法を維持することは、修正 21 条 2 項で保障されており、州によっては、酒類の販売が許される地域に限定がある。浅香吉幹『現代アメリカの司法』7 頁 (東京大学出版会、1999)。現在でも、全米、特に南部に、数多の禁酒郡がある。

- 69) 岡本前掲註17) 書194-195頁。このすぐ前の1933年1月23日に修正20条も発効した。同修正は、正副大統領の任期を1月20日正午、上下両院議員のそれを1月3日正午までと明示するものである。それまでは、前年中に何れの選挙も終わっていながら、新任者の任期は3月4日からとなっており、建国当初とは交通事情等が異なるにも拘わらず、死に体政権を存続させる弊害が生じていた。特に、フーバー大統領の大恐慌への無策ぶりから、修正条項案が纏まったものである。但し、同修正第5節の規定により1933年の新任者には適用されず、連邦議員については1935年、正副大統領については1937年から適用された。
- 70) 既にこの議論はあった。檜山前掲註8) 論文45頁参照。
- 71) *Colorado General Assembly v. Salazar*, 541 U.S. 1093 (2004).
- 72) *Newberry v. U.S.*, 256 U.S. 232 (1921).
- 73) 307 U.S. 433 (1939). 大沢前掲註45) 書51頁以下参照。
- 74) 判決の多数意見が割れたことは、「政治問題」とは何かがこの時点で固まっていなかったことを示す。早川武夫「アメリカ司法審査権の制約」神戸法学雑誌4巻1号33頁、65頁(1954)。
- 75) 逆に、一旦承認したものを取り消すことはできないとするのが有力である。檜山前掲註8) 論文45頁。男女平等を保障する憲法修正案を承認した、ネブラスカ州、テネシー州、アイダホ州、ケンタッキー州の議会は、これを取り消す決議を行っているが、これが有効かどうかは、この憲法修正が発効していないため、現時点では大きな議論にはなっていない。
- 76) 大沢前掲註45) 書57頁。
- 77) *Dillon v. Gloss*, 256 U.S. 368 (1921).
- 78) *Arizona State Legislature v. Arizona Independent Redistricting Commission*, 576 U.S. 135 S. Ct. 2652 (2015). 本件評釈としては、東川浩二「米判批」アメリカ法 [2016] 123頁、中村良隆「米判批」比較法学50巻3号111頁(2017)などがある。See also, Nathaniel Persily, et al., *When Is a Legislature Not a Legislature?: When Voters Regulate Elections by Initiative*, 77 OHIO ST. L. J. 689 (2016).
- 79) See, David A. Strauss, *THE SUPREME COURT 2014 TERM: FOREWORD: DOES THE CONSTITUTION MEAN WHAT IT SAYS?*, 129 HARV. L. REV. 2, 10-11 (2015).
- 80) 青柳前掲註44) 論文272頁。
- 81) *Smiley v. Holm*, 285 U.S. 355 (1932).
- 82) *Baker v. Carr*, 369 U.S. 186 (1962). 本件については、酒井吉栄「アメリカにおける定数裁



- 判研究序説 (1-5) 愛知大学国際問題研究所紀要 100 号 1 頁、101 号 57 頁 (1994)、102 号 1 頁、103 号 109 頁 (1995)、104 号 59 頁 (1996)、東川浩二「選挙における平等論と司法部の役割の再検討」アメリカ法 [2003] 152 頁など参照。
- 83) U.S. Term Limits, Inc. v. Thornton, 514 U.S. 779 (1995). 本件評釈としては、高見勝利「米判批」ジュリスト 1111 号 226 頁 (1997)、飯田稔「米判批」中大法學新報 103 巻 2=3 号 417 頁 (1997) などがある。
- 84) 531 U.S. 98 (2000). 本件評釈としては、Ueda Kate Etsuko「米判批」Kansai University review of law and politics 23 号 91 頁 (2002) などがある。このほか、松井茂記『ブッシュ対ゴア—2000 年アメリカ大統領選挙と最高裁判所』(日本評論社、2001)、木南敦ほか「座談会・選挙戦を通して見たアメリカ大統領制の特徴」ジュリスト 1196 号 44 頁 (2001)、寺尾美子「2000 年アメリカ大統領選と連邦最高裁」同 73 頁、楡井英夫「アメリカ大統領選挙裁判—35 日間の裁判の軌跡 (上、下)」ジュリスト 1201 号 94 頁、1203 号 114 頁 (2001)、右崎正博「2000 年アメリカ大統領選挙管見 (上、下)」法律時報 73 巻 3 号 96 頁、4 号 50 頁 (2001)、安部圭介「『連邦裁判所の役割』再考—大統領選挙とレーンクイスト・コート」アメリカ法 [2001-2] 295 頁、前田智彦「アメリカ国民の司法観と 2000 年大統領選挙」同 326 頁、リクトマン・アラン「講演会・2000 年アメリカ大統領選挙—いったい何があったのか?」同志社アメリカ研究 37 号 27 頁 (2001)、倉田玲「大統領選挙と平等保護—ブッシュ対ゴア事件判決の再検討」立命館法學 277 号 677 頁 (2001)、瀬戸岡紘「アメリカにおける市民意識の変化—2000 年大統領選挙の接戦に見る」駒沢大学経済学論集 32 巻 2=3=4 号 233 頁 (2001)、鮑戸弘「2000 年アメリカ大統領選挙の研究—メディア政治時代の投票意思決定」東洋英和女学院大人文・社会科学論集 19 号 67 頁 (2001)、同「選挙報道が世論形成に与える影響—2000 年アメリカ大統領選挙を素材に」月刊民放 31 巻 4 号 16 頁 (2001)、佐藤丙午「2000 年大統領選挙と新政権の外交・安全保障政策の展望—W. ブッシュ政権の課題」防衛研究所紀要 4 巻 1 号 40 頁 (2001)、猪俣弘貴「ブッシュ対ゴア連邦最高裁判決とその含意」小樽商科大商學討究 53 巻 1 号 129 頁 (2002)、阿南東也「2000 年大統領選挙・2002 年中間選挙にみるアメリカ政治の潮流—激動期の世論動向の変化と連続性」愛知県立大学外国語学部紀要地域研究・国際学編 36 号 1 頁 (2004) など参照。
- 85) *Id.* at 116–121 (Rehnquist, C.J., concurring).
- 86) 青柳前掲註 44) 論文 272 頁。
- 87) 独立当初の邦憲法の多くは立法部の優位を基調としていた。その分、下層人民が議会を支配すれば、上層部の人々が「暴走政治」(mobocracy) と呼ぶような状況が生まれた。これを忌避したのである。田中前掲註 16) 書 224 頁。
- 88) 岡本前掲註 17) 書 75 頁。コネチカット州とロードアイランド州以外。

- 89) 同上19頁。
- 90) モートン・J・ホーウィッツ(樋口範雄訳)『現代アメリカ法の歴史』211頁(弘文堂、1996)。
- 91) 詳細は、君塚正臣『憲法の私人間効力論』102頁以下(悠々社、2008)参照。
- 92) 「この改正は、現代民主主義における大統領の影響力の増大への立件的対応策と言えるであろう。」川岸前掲註15)論文148頁。
- 93) 同上152頁。
- 94) 君塚正臣『性差別司法審査基準論』50頁注115(信山社、1996)など参照。このことはまた、州の承認のための期間を再延長しても有効なのかという疑問も再燃させた。大沢前掲註45)論文58頁など参照。2017年にネバダ州が、承認期限が切れている中で承認を決議している。このほか、憲法修正にまで至らなかった有名なものとして、下院議員の定数配分(1789年)、合衆国市民の外国政府からの栄典授受の禁止(1810年)、地方政府の機構を改変する憲法改正の禁止(1861年)、児童労働禁止(1924年)、下院議員選挙・大統領選挙におけるワシントンのコロンビア特別区の州扱い(1985年)、連邦の均衡財政義務(1997年)などがある。大沢前掲註10)書58頁参照。
- 95) ニューディール政策が成就したのは、1932年よりも、1934年と1936年の選挙でのF・ローズベルト民主党政権の連勝の効果が大きい。なお、1936年大統領選挙で、リテラリー・ダイジェスト誌が共和党のランドン候補勝利を予測したのはサンプリングの失敗(雑誌を読み、電話を所有する人は経済的に恵まれ、共和党支持者が多かった)だということも、語り継がれる。ダレル・ハフ(高木秀玄訳)『統計でウソをつく法』26-28頁(講談社、1968)。その後、ローズベルトは「裁判所詰め込み案」(court-packing plan)を打ち出し、連邦最高裁に大打撃を与えた。結局、憲法修正をするまでもなくなり、中央政府主導の積極主義的福祉国家的体制が実現するのである。川岸前掲註15)論文162-163頁。
- 96) 大沢前掲註10)書59頁。岡山裕「憲法修正なき憲法の変化の政治的意義」駒村=待鳥編前掲註8)書114頁、117頁、田中前掲註16)書228頁同旨。
- 97) 本法の制定については、飯島滋明「『日本国憲法の改正手続に関する法律案』の問題点」専修大学社会科学研究所月報521号7頁(2006年)、橘幸信=高森雅樹「憲法改正国民投票法」ジュリスト1341号46頁(2007年)、奥野恒久「憲法改正国民投票法と民主主義」法学セミナー634号28頁(2007)、神崎一郎「憲法改正国民投票法を読む(1-2・完)一住民投票条例の設計の視点から」自治研究84巻11号100頁、12号112頁(2008年)、藤井延之「日本国憲法の改正手続に関する法律について(1-3)」選挙時報57巻2号1頁、3号1頁、4号14頁(2008)、同「日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票制度)について(1-3)」選挙61巻7号7頁、8号1頁、10号1頁(2008)、末次俊之「安倍晋

- 三政権と『憲法改正国民投票法』の成立」専修大学法学研究所紀要 38 号 33 頁 (2013)、井口秀作「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律」法学教室 411 号 58 頁 (2014)、「法令解説・憲法改正国民投票が実施可能な土俵の整備」時の法令 1962 号 4 頁 (2014)、佐藤哲夫「『3つの宿題』への対応—日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正」立法と調査 355 号 99 頁 (2014) など参照。関連して、福井康佐『国民投票制』(信山社、2007)なども参照。
- 98) 松井茂記『日本国憲法』[第3版] 139 頁及び 320 頁 (有斐閣、2007) 参照。君塚正臣『司法権・憲法訴訟論上』610 頁注 14 (法律文化社、2018) も参照。
- 99) このほか、発議には国会で「総議員」の 3 分の 2 が必要であるが、これが法定議員数か現有議員数かは争いがある。小林前掲註 11) 書 2 頁は、「憲法改正手続法」の成立過程において示された立法者意思は「法定議員数」説「であったと考えられる」として、その複数の根拠を示している。
- 100) 但し、芦部前掲註 7) 書 73 頁は、「有効投票の過半数と解するのが妥当と思われるが、いずれをとるかは立法に委ねられている」とする。佐藤前掲註 7) 書 37 頁はほぼ同旨。
- 101) 青柳卓弥「憲法修正に対する司法審査—我が国における憲法改正論議への理論的視座として」法政論叢 31 号 58 頁、70 頁 (1995)。
- 102) 「戦後一度も憲法改正が行われなかったのは、改憲論がタブー視されていたからではなく、終局的な憲法改正権者たる国民がそれを望まなかったからである。」西村裕一「憲法改革・憲法変遷・解釈改憲」駒村=待鳥編前掲註 8) 書 441 頁、468 頁。また、日本における「改憲論」の展開を再確認するため、佐藤功「最近における改憲論議」ジュリスト 1020 号 105 頁 (1993)、中村睦男「憲法改正論 50 年と憲法学」法律時報 66 巻 6 号 71 頁 (1994)、奥平康弘「『改憲』アングルからみた『憲法 50 年』」同 58 巻 6 号 6 頁 (1996) など参照。
- 103) 小林前掲註 11) 書 34 頁別表によると、ドイツでは両院で 3 分の 2 の賛成が必要だが、国民投票の必要がない。フランスでは「両院合同会議の有効投票の 5 分の 3」又は国民投票である。韓国のハードルは国会では総議員の 3 分の 2、国民投票必要で日本と同レベルに見えるが、韓国は一院制である。これらは日本よりハードルがやや低い。スウェーデンは、一院制「議会の総選挙を挟んだ 2 回の議決」、イタリアは、二院制議会で 2 回の議決が必要で、2 回目が総議員の 3 分の 2 の賛成なら国民投票は不要だが、それ未満なら国民投票が必要である。これらは、比較が難しいが、ハードルは低いと考えるべきか。これに対し、スペインは、通常は両院で「総議員の 3 分の 2 の賛成」、重要事項では「議会の解散を挟んだ 3 回の議決 (1 回目と 3 回目は 3 分の 2 の賛成が必要)」の上で国民投票が必要であるから、日本よりハードルが高い。ロシアは連邦制らしく、第 1 編第 3-8 章の改正については、下院の 3 分の 2、上院の 4 分の 3、連邦構成主体の立法

機関の3分の2の賛成が必要であるため、アメリカ合衆国憲法並みである。このほか、君塚正臣編『比較憲法』82頁(ミネルヴァ書房、2012)[松井直之]によると、台湾では、立法委員の4分の3の出席・その4分の3の賛成と有権者の投票総数の過半数が必要であり、一院制とは言え、憲法改正は難しい。無論、法律の改正と同レベル(軟性憲法)というのは、不典憲法の国のイギリスを例外に、通常の立憲主義国の憲法の姿ではない。なお、念のため。帝国議会の日本国憲法制定審議においても、1946年3月2日案の示した、衆参各総員の3分の2、国民投票の過半数という骨子は動いていない。

- 104) 待鳥聡史「政治学からみた『憲法改正』」駒村=待鳥編前掲註8)書2頁、15頁。
- 105) 岩倉具視ほか保守派に起源をなし、軍や小学校で普遍した天皇主権説、絶対君主理解の方。対する「密教」が天皇機関説である。瀧井一博「日本憲法史における伊藤博文の遺産」駒村=待鳥編同上409頁、414-415頁。
- 106) 佐藤前掲註7)書39頁。
- 107) 駒村圭吾「憲法学にとっての『憲法改正』」駒村=待鳥編前掲註8)書19頁、23頁は、「制定法としての憲法テキストには、①憲法典、②法律・命令・条例等の法令(憲法付属法がその中心)、③国際法(平和条約等)、等が挙げられ」とし、「平和条約等」の注として、「見方によっては、ポツダム宣言も含まれよう」と解説する。
- 108) このことは、明治憲法についてまず言われたが、瀧井前掲註105)論文409頁以下は、日本国憲法と明治憲法には、3つの共通点があるという。それは、「国民の関与を排して作られた」ものであるという意味での「欽定性」、他方、当時の民主的な勢力から歓迎され、「スムーズに受け入れられ」という「民主性」、憲法が「必要最低限の事柄のみを定め」たことで「伸縮性」を帯びたことである。
- 109) 駒村圭吾「近代との決別、物語への回帰—自民党『日本国憲法改正草案』はいかなる意味で“立憲主義の危機”なのか」奥平ほか編前掲註7)書31頁など参照。

[付記] 本稿は、2017年11月18日に慶應義塾大学三田キャンパス南校舎2階423教室で行われたアメリカ憲法判例研究会(第三期)での報告「HAWKE v. SMITH, 253 U.S. 221, 40 S. Ct. 495 (1920.6.1) —住民投票抜きの憲法修正の合憲性」を纏めたものである。本来、大沢秀介先生の事実上の退職記念刊行物とも言える、大沢秀介=大林啓吾編『アメリカ憲法と民主政』(成文堂)の第20章としてして執筆、提出されたものであるが、同書の刊行の見込みが不透明になっているため、一部補正の上、本紀要に取敢ず掲載するものである。大沢先生の無事の御定年を、遅れ馳せながらお祝いする。本稿はまた、平成30年度-令和4年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)一般「憲法訴訟論の適正手続・身体的自由への発展・展開」(課題番号18K01243)による研究成果の一部

である。本稿では、原則として敬称は略させて頂いた。

[付記2] 君塚『司法権・憲法訴訟論上巻』第1章(法律文化社、2018)に続く「裁判官の独立—『司法権・憲法訴訟論』補遺(2)」横浜国際社会科学研究所 23 卷 1 号 19 頁、53 頁註 369 (2018) に追記する事項が生じたので、追記する。本稿の革新時代のアメリカの状況と 100 年後の日本やその部分社会の状況が類似するが故である。本部分もまた、平成 30 年度-令和 4 年度日本学術振興会科学研究費基盤研究 (C) 一般「憲法訴訟論の適正手続・身体的自由への発展・展開」(課題番号 18K01243) による研究成果の一部である。本稿では、原則として敬称は略させて頂いた。

2018 年 8 月 28 日、政府は、中央省庁による障害者雇用の水増しが計 3,460 人であったことを発表した。9 月 21 日、一連の汚職事件を受けて、戸谷一夫文科事務次官と高橋道和初等中等教育局長が辞任した。同月 25 日、杉田水脈衆議院議員の論文問題で渦中にあった「新潮 45」が休刊決定(杉田議員には、2020 年 1 月 22 日の 玉木雄一郎議員の 選挙的夫婦別姓を求める代表質問に対し、「だったら結婚しなくていい」との野次を浴びせた疑惑もある)。2018 年 10 月 7 日、岡山理科大獣医学部新設が認可された問題を巡り、加計学園の加計孝太郎理事長が今治市で記者会見を行い、愛媛県文書に記載があった安倍晋三首相との 2015 年 2 月の面会を否定した。2019 年 1 月 11 日、昨年、加計学園問題で経済産業省を退職した柳瀬唯夫元首相秘書官が、シャープと東芝の出資するパソコン製造販売会社の非常勤取締役役に「天下り」したことがわかった。加計学園問題は終わっていない。

森友学園問題も続いている。2018 年 11 月 22 日、会計検査院は、森友学園問題で財務省が改竄した決裁文書を会計検査院に提出した行為を違法と認定した。この問題の渦中にある籠池泰典前理事長は取材に応じ、「神風」は「吹き続けていた」、安倍昭恵夫人は「寄付をいただくほど親密」、財務省職員からのファックスの返事は「100%」などと答えている。朝日新聞 2019 年 2 月 10 日朝刊 26 面など。籠池夫妻を被告とする裁判は 2019 年 3 月 6 日に大阪地裁で始まり、前理事長は「国策捜査だ」と主張した。また、森友学園が開校を目指した小学校の設立趣意書を国が当初不開示と決定したことを不当だとして、上脇博之神戸学院大教授らのグループが起こした情報公開請求訴訟で、大阪地裁は、3 月 14 日に不開示部分を違法と判断し、国に慰謝料など 5 万 5 千円の支払いを命じた。同 3 月 15 日朝刊 1 面。同月 29 日、大阪第一検察審査会は佐川宣寿元理財局長らの公用文書毀棄容疑などと、元財務省近畿財務局職員らの背任容疑に対する大阪地検特捜部の不起訴処分について、不起訴不当とする 15 日付議決書を公表した。同 30 日朝刊 1 面。しかし、大阪地検特捜部は、8 月 9 日、再び全員を不起訴(嫌疑不十分)とし、捜査を終結した。同 8 月 10 日朝刊 1 面。また、学園への国有地売却額を一時不開示とされ精神的苦痛を受けたとして、豊中市議が国に損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁は、2019 年 5 月 30 日、不開示を違法だとし、国に 3 万 3,000 円の支払い

を命じた。但し、ごみなどに関わる特約の不開示には合理的な根拠があり、違法とは言えないとした。同5月31日朝刊1面。だが、大阪高裁は、12月17日、請求の全額である11万円の支払いを国に命じた。同12月18日朝刊1面。この判決は翌年1月7日までに確定した。2019年6月17日、総務省の情報公開・個人情報保護審査会は、立憲民主党の川内博史衆議院議員による、森友学園と国有地取引を巡る行政文書についての情報公開請求を不開示として斥けた財務省の決定について、同議員の不服申立てを受けて審査し、不開示の根拠が示されておらず、「違法」とする答申を財務省に送った。同6月20日朝刊30面。しかし、後に、財務省と国土交通省は、総務省の情報公開・個人情報保護審査会の答申を受け、近畿財務局と大阪航空局の間のやり取りの記録、財務省内で作成された国会答弁の想定問答を開示したことが判明した。同11月7日朝刊37面。2020年2月19日、大阪地裁は、詐欺罪などで、籠池泰典被告に懲役5年、諄子被告に懲役3年執行猶予5年の判決を下した。

2018年8月31日、沖縄県は米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、当時の仲井真弘多知事による辺野古沿岸部の埋立て承認を撤回した。10月17日、防衛省沖縄防衛局は、これに対抗し、行政不服審査法に基づく不服審査請求を行った。石井啓一国土交通相は30日、県による埋立て承認撤回の効力を一時的に停止すると決めた。9月30日、8月8日の翁長雄志知事の死去を受けた沖縄知事選挙で「オール沖縄勢力」の推薦を受けた前衆議院議員の玉城デニーが当選、10月21日的那覇市長選挙でも同様に城間幹子が再選。同月26日、県議会は米軍普天間飛行場の辺野古移設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票条例案を可決した。当初、沖縄、宜野湾、石垣の3市長が態度を保留し、県議会での全会一致を条件にすると言っていたが、2019年2月1日に実施に同意したため、同月24日投票率が確定した。県民投票は、「賛成」「反対」のほか「どちらでもない」が選択肢に入れられた。事前の世論調査では「反対」が59%あった（朝日新聞2019年2月18日朝刊1面）ところ、実際の県民投票でも投票率52.48%で「反対」が72.15%を占めるに至り、沖縄県民の意思は明らかになった。これより先、2018年10月12日に県知事と首相は会談したが、同月17日、政権は県の埋立て承認撤回の効力停止のを開始した。そして、11月1日に工事を再開、民間の琉球セメント棧橋で輸送船に土砂を載せる作業を進め、12月14日、政府は、埋立て予定地に土砂の投入を開始した。同日、菅義偉官房長官は会見で辺野古移設が唯一の解決策とする主張を繰り返した。2019年1月、埋立て予定区域の一部で軟弱地盤が見つかり、設置計画の変更が必要となった。同年12月、政府は総工費が従来の想定2.7倍の約9,300億円になり得るとする計算結果を示した。同12月26日朝刊1面。以上の経緯に拘らず、埋立ては継続されている。

2018年9月20日、安倍晋三が自民党総裁選挙で石破茂を破り3選、10月2日、第4次安倍改造内閣発足。12人が初入閣。同月2日、柴山昌彦文科相は、就任記者会見で、教育勅語について、「同胞を大切にす、国際的協調を重んじるといった基本的な記載内容について現代的にアレンジして教えていこうと検討する動きがあると聞いており、検討に値する」と

発言した。同月15日、首相は、2019年10月に消費税率を10%に引き上げると表明。これに先立つ8月12日には、自民党として憲法改正案を秋の臨時国会に提出することを旨とすることを表明していたが、これを支えるべく、憲法改正推進本部長には下村博文元文科相を、意思決定機関を束ねる総務会長には加藤勝信前厚生相、選挙対策委員長に甘利明元経済産業相、総裁特別補佐に稲田朋元防衛相、幹事長代行に萩生田光一（留任）と側近を起用したが、下村元文科相は11月、衆議院憲法審査会の運営を巡り幹事を辞退することとなり、改憲論議の加速を目論んだ安倍の思惑が外れた。下村氏は、政治資金規正法違反の疑いで告発されている（10月31日に不起訴となったが、上脇教授らのグループは更に東京検察審査会に審査を申し立てた）。

2018年10月17日には、片山さつき地方創生担当相に国税口利きにより100万円の授受がある疑惑があることを週刊文春が報道した。同月30日には、関連政治団体の収入478万円について政治資金報告書を訂正した。11月5日、参議院予算委員会において、「生活保護は生きるか死ぬかのレベルの人がもらうもの」とする過去の発言について追及され、「所管外」として回答を拒否し、質疑がストップした。同月7日には、片山大臣が参議院予算委員会において、浦和駅近くの幹線道路に面した、著書の宣伝看板が公職選挙法違反ではないかと指摘された。更に、さいたま市条例で定める屋外広告物の設置許可を受けていないことも後に判明する。同月16日には、法令に違反するカレンダーを配布していたのが総務政務官時代であることが報道された。同月20日には、名古屋市長熱田区の著書の看板も市条例に定める設置許可なく掲示されていたことが判明、設置業者から新たな申請がなされた。同月30日には2017年分政治資金報告書で約600万円の収支を訂正したことが判明した。訂正は入閣後4回目（片山大臣の答弁も含め、12月3日発表の「2018 ユーキャン新語・流行語大賞」トップテンには「ご飯論法」も選ばれた。このほか、トップ30には「首相案件」もノミネートされていた）。11月20日、福岡市長選挙の応援のための街頭演説において、麻生太郎財務相が、東京大学出身の北九州市長を念頭に、「人の税金を使って学校行った」と発言した。2020年1月13日、同大臣は、福岡県直方市での国政報告会で、「2千年の長きにわたって一つの民族、一つの王朝が続いている国はここしかない」と述べたが、アイヌ施策促進法の立場と矛盾するとの指摘が出ている。同2020年1月14日朝刊27面。14日、閣議後の記者会見で「おわびのうえ訂正する」とした。同14日夕刊6面。

2018年11月5日、桜田義孝五輪相は、参議院予算委員会における「東京オリンピック・パラリンピックの3つの基本コンセプト」についての質問に答えられず、国の関連予算を「1500円」と答え、同月14日には衆議院内閣委員会において、サイバー・セキュリティ担当でもある自分が「自分でパソコンを打つということはありません」と答弁するなど、失態を繰り返した（2013年10月7日には、福島第一原発の汚染ゴミを「人の住めなくなった福島に置けばいい」と発言、2016年1月14日には、従軍慰安婦は「職業としての売春婦だった」などと発言していた）。11月13日にはサポートスタッフも増員を発表している。朝日新

聞 2018 年 11 月 14 日朝刊 4 面。2019 年 2 月 13 日、水泳の池井璃花子選手の白血病告白に対し、桜田五輪相は「日本が本当に期待している選手なので、がっかりしている」と述べ、翌日、野党から罷免要求が続出したが、衆議院予算委員会で発言を撤回し、謝罪した。同大臣は、3 月 24 日にも千葉県柏市の集会で、東日本大震災時に「国道や東北自動車道が健全に動いたからよかった」などと発言し、翌日撤回した。同 2019 年 3 月 26 日朝刊 4 面。同大臣は、4 月 10 日、都内で開かれた高橋比奈子自民党衆議院議員（比例東北）のパーティーの挨拶において、東日本大震災からの「復興以上に大事なのは、高橋さん」などと発言した。その後、記者団に釈明するも、被災者軽視とも思える発言に批判が急速に高まり、同夜、遂に辞任に追い込まれた。桜田氏は、5 月 29 日にも、パーティーで「子供を 3 人くらい産むようお願いしてもらいたい」などと述べている。同 5 月 30 日朝刊 34 面。

2018 年 11 月 13 日、入管難民法改正案の審議が衆議院で始まり、安倍首相は、受入れ見込み数は近日中に業種別で明らかにするとし、「上限として運用する」と答弁した。同日、2019 年度受入れを見込む外国人の数を 14 業種で最大 4 万 7,000 人と見込んでいることが判明した。朝日新聞 2018 年 11 月 13 日夕刊 1 面。同月 16 日、同法案の関連データである失踪外国人技能実習生への聞き取り調査結果に誤りがあったと認め、修正した。同 17 日朝刊 1 面。同月 19 日、法務省は、失踪した技能実習生から 2017 年に聞き取った 2,870 人の個別の調査結果を国会内で公開したが、葉梨康弘衆議院法務委員長は、閲覧を衆議院法務委員会の理事に限定、撮影や複写も禁じた。同 20 日朝刊 1 面は、世論調査結果を報じ、入管法改正を今国会では「その必要はない」とする意見が 64%であることを報じたが、与党側は、首相の外遊日程を優先に、臨時国会の会期延長も避けるため、同月 27 日、野党側提出の山下貴司法務大臣の信任案を否決して、同法案を、衆議院法務委員会を通過させ、本会議でも可決させた。「検討中」の答弁が多発し、衆議院での審議時間は 17 時間 15 分に過ぎなかった。同 28 日朝刊 1 面（これには、与党側委員 2 人が質問時間を合計 57 分残したものを含む。同 30 日朝刊 4 面。2013 年の特定秘密保護法は 40 時間 55 分、2015 年の安保法制では 108 時間 20 分、2016 年の「共謀罪」法では 33 時間 45 分などである。同 27 日朝刊 2 面）。12 月 4 日、参議院法務委員会では、最低賃金割れ 67% など、法務省の公表数値と実態との乖離が指摘され、失踪した外国人技能実習生の調査について、山下法相はプロジェクトチームで調査すると答弁するに至った。7 日から 8 日未明にかけて、参議院本会議において、横山信一参議院法務委員長解任決議案、山下法相の問責決議案、安倍首相の問責決議案と与党などの反対多数で否決の上、入管難民法改正は与党と日本維新の会などの賛成で可決成立し、2019 年 4 月施行が決まった。12 月 5 日、参議院本会議で改正水道法を可決、6 日、与党側は審議なしで同法案を衆議院厚生労働委員会で可決し、衆議院本会議において可決成立させた。同月 8 日、参議院本会議において、堂故茂参議院農林水産委員長解任決議案と与党などの反対多数で否決の上、漁業法改正が可決成立。各法の成立を巡っては、委員会・本会議などで強行採決が頻発された。



2018年11月14日、安倍首相は、ロシアのプーチン大統領との会談し、北方領土のうち歯舞、色丹の「2島先行」返還を軸に転換する方針に転換した。11月20日、参議院外交防衛委員会において、河野太郎外相は、同月14日の安倍・プーチン合意といわゆる東京宣言などとの整合性を答弁せず、同委員会は紛糾した。同月22日、河野外相は、記者会見で「北方4島は我が国固有の領土とお考えか」と問われた際に「政府の考えを申し上げるのは一切差し控えたい」と答えた。12月11日の記者会見で、ロシアとの平和条約締結交渉を巡る記者の質問に対し「次の質問どうぞ」と4回連続で繰り返し、回答を拒否した。2019年2月6日の参議院予算委員会での国民民主党の大塚耕平委員の質問に対しても、安倍首相は「固有の領土」を避けた。翌7日の「北方領土の日」の政府広報からも「日本固有の領土」との文言が消えた。朝日新聞2019年10月27日朝刊1面は、外務省が既に公開されている日米外交関連などの文書について、情報公開請求に対して不開示としていたことを報じた。2020年1月、1956年の日ソ共同宣言を前に、日本側から北方領土問題について譲歩する案が示されたことが、三木武夫元首相が保管し、明治大学に寄贈した文書から判明した。同2020年1月22日朝刊1・3面。

2018年末の内閣支持率は40%、不支持41%である。朝日新聞12月18日朝刊4面。同月14日には、法務省が公文書ファイル7,688件を誤って廃棄していたことが判明した。また、2018年は、オウム事件の13人を含め、15人の死刑囚に刑が執行される異例の年であった(2019年は3人に執行)。

2019年1月10日、厚生労働省の「毎月勤労統計」が2004年から不適切な手法で一部調査されており、本来の調査方法に合わせるための補正を2018年1月調査分から行っていたことが判明した。500人以上の大規模事業所については全調査の筈が、東京都については3分の1の約500事業所の抽出調査となっていた。朝日新聞1月10日夕刊1面。このため、長年にわたって平均賃金が低めに算定されるなどの影響が生じていたことになるが、2004年から11年までの資料が一部紛失・廃棄されていることが判明した。同18日朝刊1面。2012年度以降については下方修正された。同月24日、基幹22統計に何らかの問題があり、統計法違反に疑いもあるものも21統計に及ぶことが判明した。同25日朝刊1面。毎月勤労統計問題については、身内の聞き取りでは不十分として第三者委員会による調査が必要となったが、その特別監察委員会が「組織的隠蔽はない」とする中間報告書について、調査対象の一部職員を外部有識者ではなく同省の職員が聞き取りをしていたことが判明した。同24日朝刊1面。同月28日、特別監察委員会の外部有識者が実施した課長・局長級職員への聞き取りに、同省の定塚由美子官房長が同席し、質問もしていたことが判明した。同28日朝刊1面。そして、同月29日、課室長・部長級職員20名のうち8名について、第三者ではなく同省職員だけで聞き取りをしていたと根本厚生労働相が閣議後の記者会見で発表した。聴取者は、対象の7割で「身内」だったことになる。同月28日、同省所管の賃金構造基本統計で、総務相に届けていた調査員による調査ではなく、郵送での配布・回収を行い、調査対象であるパー

やキャバレーを外していたことも判明した。同 29 日朝刊 1 面。同月 30 日、厚労省が 2017 年に「調査員調査」をしているとの虚偽の記載をした書類を総務省に提出していたことが判明した。同 31 日朝刊 1 面。2 月 1 日、総務省の小売物価統計でも、調査員が訪問していない店舗の架空の数値が入っていたことが判明した。同 2 月 2 日朝刊。1 月 31 日、参議院代表質問で、国民民主党の榛葉賀津也議員が、アベノミクス「に疑義が生じている」と批判した。毎月勤労統計の 2018 年 1 月から 11 月の実質賃金が、実態に近い調査方法で計算し直すとうち 9 カ月でマイナスとなると野党が試算し、厚労省もそうなる可能性を認めた。同 2 月 1 日朝刊 1 面。2 月 6 日、菅官房長官は記者会見で、賃金構造基本統計不正問題で総務省行政評価局が検証を行うと発表した。同月 8 日、大西康之前政策統括官は衆議院予算委員会で、参考人として、毎月勤労統計の不正を 2018 年 12 月 13 日に把握しながら 18 日まで厚労省幹部に報告しなかったことを明らかにした。根本厚労相が報告を受けたのは同月 20 日、安倍首相は 28 日と、情報伝達の遅れが浮き彫りとなった。同 2019 年 2 月 9 日朝刊 1 面。また、定塚官房長は「特別監察委員の指示を踏まえ」職員が「作成し、委員会で合意されたものが報告書になった」ことを認めたほか、不正調査の報告書を公表した特別監察委員会の委員長を務める樋口美雄労働政策研究・研修機構 (JILPT) 理事長は JILPT 「理事長の立場として委員会に招致されている」などとして答弁拒否を連発し、委員会の第三者性に疑念を残した。同月 12 日、大西前統括官は衆議院予算委員会で、報告が遅れたのは「状況について、まだ把握しきれていなかった」、前任の酒光一章氏から不正調査の説明はなかったと述べた。同月 27 日、厚生労働省の特別監察委員会は追加の報告書を公表し、再び、厚労省の組織ぐるみの意図的な隠蔽はないと判断した。同月 28 日、樋口美雄、西村清彦、酒光一章及び大西康之の各氏を衆議院予算委員会に参考人招致したが、樋口特別監察委員長は、監察委の定義する隠蔽に当たらないなどとの見解を示した。3 月 1 日、野党会派は根本厚生相の不信任決議案を衆議院に提出したが否決され、平成 31 年度予算案も翌未明に衆議院を通過した (同月 27 日に参議院で可決成立)。同月 8 日、総務省は、賃金構造基本統計の不正を現場は 10 年以上にわたって認識しながら幹部は把握していなかったとする検証報告書を公表した。

2019 年 3 月 3 日、インターネットに掲載された漫画や写真などを権利者の許可なくダウンロードする行為を全面的に違法 (海賊版対策) とする著作権法改正案の作成過程を巡り、著作権法の専門家らによる検証レポートが明治大学知的財産法政策研究所の web ページに掲載された。これによると、文化庁が自民党に不正確な説明を行い、「積極的な意見」7 つのうち 4 つは 1 人の学者の意見を分割したものであり、「慎重な意見」4 つは省略しているなどとされた。朝日新聞 3 月 5 日朝刊 1 面。同月 13 日、自民党は、漫画家協会の懸念が大きいなどとして同法案の通常国会提出を認めないと決め、政府も断念した。同 14 日朝刊 2 面。

この間、2018 年 12 月 20 日に日本海上で生じた、海上自衛隊 P-1 哨戒機に韓国海軍駆逐艦クァンゲト・デワンから火器管制レーダー照射があったとされる事件で、同月 28 日に自衛隊側はその動画を公開し、韓国海軍駆逐艦が日本の排他的経済水域内で北朝鮮漁船の救助を

行い、これを隠すために攻撃目標のための電波を照射したことを示唆したが、韓国側は、自衛隊機が異常な低空飛行を行っており、動画も不完全である、主張の根拠となる自国の軍事機密は公表できないなどとして態度を硬化させた。同年10月30日、韓国大法院は、第二次世界大戦中に徴用工として労働した人やその遺族計4人の訴えを認め、新日鉄住金（現・日本製鉄）に1人あたり約1億ウォン（約1,000万円）の損害賠償を認めた。その後、三菱重工などの日系企業に対しても、同様の裁判が継続している。その韓国内の資産を差し押さえる動きが始まっている。日本政府は、1965年の日韓請求権協定で「解決済み」としており、安倍首相は、「今般の判決は国際法に照らしてあり得ない判断だ。日本政府としては毅然と対応する」などと批判を強めた。2019年2月8日、韓国の文喜相国会議長が米ブルームバーグ通信とのインタビューで、謝罪をするのは「日本を代表する首相があるいは、私としては間もなく退位される天皇が望ましいと思う。その方は戦争犯罪の主犯の息子ではないか。だから、その方がおばあさんの手を握り、本当に申し訳なかったと一言言えば、すべて問題は解消されるだろう」と語ったと報じられた。同月9日、韓国国会報道官は「戦争犯罪の主犯の息子」という発言を否定したが、同月13日には、ブルームバーグ通信がその音声を公開した。菅官房長官は、同月12日の記者会見で、同月8日に外務省局長級で、9日には長嶺安政駐韓大使が韓国外務省に申し入れたと説明した。安倍首相は、同月12日の衆議院予算委員会で、「甚だしく不適切な内容を含むものであり、極めて遺憾である旨、厳しく申し入れを行った」と答弁した。同月10日の自民党大会後の青年部・青年局と女性局との合同全国大会では、佐々木紀衆議院議員が「レーザー照射事案をはじめとした、韓国への対応が生ぬるいのではないか」などと発言した。2019年4月9日、新しい日本銀行券が発表されたが、新1万円札の肖像画の渋沢栄一について、10日の韓国の新聞各紙は「経済侵奪の張本人」などと批判的に報じた。朝日新聞2019年4月10日夕刊10面。同月11日、世界貿易機関（WTO）上級委員会は、韓国による福島第一原発事故被災地などからの水産物の全面禁輸の是正を勧告した第一審（紛争処理小委員会）の判決を破棄する判決を下した。7月1日、日本政府は韓国向けの半導体関連の3品目の輸出規制を強めた。元徴用工問題に対する事実上の対抗措置との評価がある。同7月2日朝刊1面。4日、韓国の洪楠基副首相は、これを撤回しなければWTOに提訴するなどの措置をとると述べた。8月2日、政府は閣議決定により、輸出手続を簡略化できる、外国為替及び外国貿易法に基づく指定国（いわゆる「ホワイト国」リスト）から外す決定を行い、28日から実施された。同日、河野外相と韓国の康京和外相が。ポンペオ米国務長官の仲介で会談したが、日韓が応酬する展開となった。同8月3日朝刊1面。同月22日、韓国大統領府は、国家安全保障会議を開き、日韓の軍事情報包括保護規定（GSOMIA）を自動更新しないことを決定し、23日に日本政府に通告した。9月18日、観光庁は、8月の訪日韓国人旅行者数が前年同月比48.0%減であると発表した。韓国への食料品輸出額も前年同月比4割減でもある。同9月19日朝刊1面。日韓関係が国交成立後、最大級に冷え込んだ。11月4日、首相と韓国大統領は、訪問中のタイ・バンコク近郊で漸く

10分間、言葉を交わした。同11月5日朝刊3面。17日のバンコクでの日米韓防衛担当相会談でも、米国野エスパー国防長官が再考を促したが、平行線を辿った。同11月18日朝刊1面。しかし、22日夕方になって、韓国政府はGSOMIAの停止を撤回した。12月20日、日本政府は、対韓国輸出規制の半導体材料などの1品目について、一部を緩和した。同月24日、中国・成都での日韓首脳会談で、両首脳は両国関係の重要性を踏まえ、諸課題を対話で解決することで一致したが、日本の対韓国輸出規制や徴用工問題での一致は見られない。同12月25日朝刊1面。

またこの間、2018年11月29日、衆議院憲法審査会は、森英介会長の職権で開催された。同審査会が職権で開催されるのは異例である。12月5日、6日の審議会開催と「改憲4項目」の国会提示を見送った。それでもなお、同月10日には、首相は記者会見で2020年の新憲法施行をしたい気持ちに「変わりはない」と表明した。同年12月11日、政府は「防衛計画の大綱」と「中期防衛力整備計画」の骨子を与党ワーキングチームに示し、了承された。海上自衛隊の「いずも」型護衛艦を改修し、事実上の空母化を明記した。朝日新聞2018年12月12日朝刊4面。同月18日、閣議決定され、防衛費は5年間で27兆4700円程度と明記された。2019年2月10日の自民党大会において、安倍首相は「新規隊員募集に対して都道府県の6割以上が協力を拒否している」と語り、「憲法にしっかりと自衛隊と明記して違憲論争に終止符を打とうではありませんか」と演説した。しかし、自衛隊側に紙や電子媒体で名簿を提供した、もしくは住民基本台帳の閲覧を認めている市区町村は9割に上り、事実として誤っているとの批判が生じた。だが、首相は同月13日の衆議院予算委員会でも、立憲民主党の本多平直委員の質問に答えて、改めて「6割以上の自治体は法令に基づく防衛相の求めに応じず、資料を提出していない。募集に対する協力の現状は誠に残念と言わざるを得ない」、「住民基本台帳法に基づく閲覧は見るだけで、写しの交付は行われない。膨大な情報を自衛隊員が手書きで書き写している。これは協力していただけないと考えるのが普通だ」と述べた。これを受けてか、同月14日、自民党は党所属国会議員に対し、「自衛官募集に対する地方公共団体の協力に関するお願い」という文書を配布した。同2019年2月15日朝刊1面。6月10日、秋田市の新屋演習場へのイージス・アショア配備を巡る秋田市での防衛省の住民説明会では、他地域の配備が無理な理由として挙げられていた、山頂との仰角の計算がグーグルアースの高さを強調した断面図によってなされており、他地域にも配備可能であることが判明、怒号が飛び交った。なおかつ、同月8日の説明会で防衛省の担当者が居眠りをしたことも判明した。同6月11日朝刊35面。なお、5月4日、北朝鮮が飛翔体を日本海に発射した（9日に再度）。だが、6日夜、安倍首相は日朝首脳会談の実現を正式に表明した。同7日夕刊1面。同5月3日朝刊1・13面によると、憲法を変える機運は「高まっていない」が72%。自衛隊は憲法に「違反していない」とする回答が69%（「違反している」は、1992年9月の28%「憲法違反」をピークに、今回19%に減少）、自衛隊を憲法9条に明記する改正案には賛成42%、反対48%。2019年3月28日、衆議院憲法審査会開催に向けての与野党幹事懇談

会は、主要野党が欠席して不調に終わった。

2019年1月、日本オリンピック委員会（JOC）の竹田恒和会長が、東京オリンピックの誘致を巡る贈賄疑惑で、フランスで予審手続が開始されたとの報道がなされた。同月15日、記者会見を開いたものの、7分間の説明のみで質問を受け付けず、疑惑が深まった。18日、桜田五輪相は閣議後の記者会見で、竹田会見では「十分に説明がされていない」と述べ、その後、「『十分に説明されていない』との指摘は承知している」と見解を修正した。3月になって、竹田会長が、バンコクで開催された、自ら副会長を務めるアジア・オリンピック評議会総会を欠席したことから、日本国外での身柄拘束を恐れたものと解され、会長退任を求める声が強くなった。19日にJOC会長を任期一杯で退任すると発表、26日にはIOC委員を辞任した。4月6日、後任のJOC会長に山下泰裕氏が選ばれた。なお、11月1日、国際オリンピック委員会（IOC）、大会組織委員会、国、東京都による4者協議が開催され、2020年の東京五輪のマラソン・競歩は札幌で開催することが決まった。小池東京都知事は、「都としては同意できないが、IOCの決定は妨げない。あえて申し上げるなら合意なき決定だ」と述べた。朝日新聞11月2日朝刊1面。

2019年2月10日の自民党大会で、安倍首相は、2009年から12年の民主党政権を「悪夢」と表現したことにつき、12日の衆議院予算委員会で、元民主党・民進党代表の岡田克也委員の質問に答え、「少なくともばら色の民主党政権ではなかった」と述べ、発言の撤回を拒否した。同月26日、菅官房長官は記者会見で東京新聞の記者の質問に「あなたに答える必要はありません」と述べたことにつき、翌日も撤回や修正の考えがないことを明言した。同月28日の衆議院予算委員会で立憲民主党の長妻昭の質問に、安倍首相は、「私が国家です。総理大臣ですよ」と発言。3月12日の記者会見で、自民党の二階俊博幹事長は、首相の党総裁4選について「十分あり得る」と発言した。朝日新聞2019年3月13日朝刊4面。2月20日、自民党に離党届を提出している田畑毅衆議院議員について、交際していた女性が準強制性交の告訴状と軽犯罪法違反容疑（盗撮）被害届を愛知県警に提出していたことが判明し、議員辞職した。3月6日、横昌裕司法相は、参議院予算委員会において、立憲民主党会派の小西洋之委員の質問に対し、「声を荒げて発言するようなことまでとは考えていない」と揶揄し、審議が中断、8日に陳謝した。4月1日、北九州市での福岡知事選自民党推薦候補の集会で、塚田一郎国土交通副大臣は、下関北九州道路を「国直轄の調査に引き上げた。私が（両地域を選挙区とする安倍首相と麻生財務相に対し）村度した」と発言したが、2日、これを撤回し、謝罪した。同4月3日朝刊1面。5日、辞任。6月、自民党の谷川弥一衆議院議員について、2017年10月の衆議院議員総選挙の際に選挙運動員に報酬として現金を渡していたことが判明した。同6月19日朝刊28面。自民党は、4月7日の統一地方選挙北海道知事選挙で推薦候補が野党統一推薦候補に大勝するなどしたが、分裂選挙となった福岡と島根で推薦候補が落選した。前者は麻生副総理の強い推薦（しかし、その直後の世論調査では、内閣支持率は3ポイント増の44%、不支持は5ポイント減の32%となった。同16日朝刊1

面)。また、和歌山県議会議員選挙御坊市選挙区(定数1)では、二階幹事長元秘書が、共産党公認候補に苦杯を嘗めた。旧民主党勢力は、41道府県議会議員選挙の当選者合計で4年前から後退した。同4月19日朝刊4面。同月21日の大阪と沖縄の2つの衆議院議員補欠選挙で、自民党公認候補が敗北した。6月24日、参議院で安倍首相問責決議案が、三原じゅん子議員の「恥を知れ」反対演説の後、否決された。翌25日には衆議院で内閣不信任決議が否決され、26日に通常国会は閉会した。

2019年4月7日大阪府知事選挙と大阪市長選挙では、共に「大阪維新の会」公認の、それぞれ、前大阪市長と前大阪府知事が、自民党などの推薦候補を破って当選した。同党は大阪府議会でも過半数を制した(これをきっかけに、5月11日、自民党大阪府連と公明党大阪府本部は、大阪都構想の住民投票実施容認を表明した。朝日新聞2019年5月12日朝刊1面。更に同月25日、公明党は都構想賛成で臨むことで「大阪維新の会」と合意、記者会見した。同26日朝刊1面。また、6月9日の堺市長選挙で「大阪維新の会」公認候補が初当選した)。しかし、首相が改憲の際に期待している「維新」勢力は、近畿圏以外では道県議会の議席11を全て失った。5月11日、「日本維新の会」の丸山穂高衆議院議員が、北方四島ビザなし交流に同行中の国後島で、元島民の男性に「戦争でこの島を取り返すのは賛成ですか、反対ですか」と発言、この男性が反対の意思を示すと、戦争しないとどうしようもないという旨の発言を繰り返した。同議員は、同月13日深夜、発言撤回を表明した。同14日朝刊26面。「日本維新の会」は同月14日、同議員を除名処分とした。同15日朝刊1面。同月17日、「日本維新の会」を含む野党6会派は衆議院に、同議員の議員辞職勧告決議案を共同で提出した。丸山議員は24日、事実関係の聴取のために出席を求められていた衆議院議院運営委員会の理事会を、2カ月の休養が必要との診断書を提出して欠席した。同25日朝刊4面。6月4日、自民・公明両党は、当初の譴責決議案を糾弾決議案に転換する方針を決め、野党側もこれに同調、6日の衆議院本会議はこれを全会一致で可決した。同6月7日朝刊1面。同議員は、7月29日、「NHKから国民を守る党」に入党した(のちに竹島問題に関して同様の発言。10月29日の饗宴の儀で酒に酔って周りに制止される事態を引き起こしたと、11月21日の衆議院議院運営委員会理事会で野党側から指摘された。同11月23日朝刊4面)。また、2019年2月の講演会で部落差別発言をしたことが発覚したとして、「日本維新の会」は長谷川豊氏の参議院議員通常選挙の公認を当面停止した。同5月24日朝刊30面。「NHKから国民を守る党」の立花孝志党首は、元東京都中央区議を脅迫した容疑で書類送検された。同10月3日朝刊26面。12月10日、立憲民主党の初鹿明博衆議院議員は、強制わいせつの疑いで書類送検された。同12月17日朝刊33面。

2019年4月18日、萩生田光一自民党幹事長代行がインターネット番組で、6月の景気指標次第では10月に予定されている消費税10%への増税を更に延期もあり得ると言及した。5月10日、消費前増税分を財源とする低所得世帯の高等教育の負担を軽減する関連法が成立。自民党は、6月7日、参議院議員通常選挙の公約を発表。消費税の10%引き上げを明記、改

憲4項目の列挙などが掲げられた。同8日朝刊3面。また、老後の資産形成を国民に促した金融庁の報告書で、年金だけでは生活費が30年間で約2,000万円不足すると記したことについて、7日、麻生金融担当大臣は、「不適切」と述べた。同8日朝刊3面。12日、同大臣は、10日に参議院決算委員会で、野党側の質問に答えて「冒頭の部分に一部目を通した。全体を読んでいるわけではない」と答弁し、11日、この報告書を「正式な報告書として受け取らない」と述べた。同12日朝刊1面。18日、参議院厚生労働委員会で、首相は、同報告書が「国民に誤解と大きな不安を与える」などと答弁した。同19日朝刊2面（『「なかったことに」政権再び』との見出しで報道）。この問題は、19日の党首討論の主たる争点となった。財務相の諮問機関である財政制度等審議会は、19日に取りまとめ、麻生財務相に提出した建議において、当初あった「将来の年金受給水準の低下が見込まれる」「自助努力を促すことが重要」の文言が削られていることが判明した。同21日朝刊1面。また、2019年の6月14日までの衆参の予算委員会開催は合計30日と、平年の44日を大きく下回るが、6月14日、自民党は、参議院予算委員会理事懇談会において、野党の求める予算委員会での審議を拒否し、今通常国会での同委員会開催はなくなる見通しとなった。同15日朝刊4面。朝日新聞が5月27日から6月7日に実施した100社にアンケートした景況感調査で、国内の景気を「緩やかに拡大」とする社が昨秋の65社から32社に減り、「足踏み」が32社から57社に増加した。同18日朝刊1面。不適切な保険販売を指摘されていた、かんぽ生命と日本郵便は、保険商品の営業を8月まで自粛する方針を決めた。同7月13日朝刊1面。後に、法令違反が4年で73件（同8月5日朝刊1面）、次に、法令や社内規定に反するものが9月中旬時点で約4200件ある（同9月28日朝刊1面）とだと報じられた。かんぽ生命は、12月18日、保険の不正販売のうち約20万人の顧客が「意向に沿わない契約だった」と答えているなどの調査結果を発表した。同12月19日朝刊1面。同月20日、かんぽ生命の不正販売をめぐり、総務省が近く発表する日本郵政グループに対する行政処分案の検討状況を郵政側に漏らしたとして、高市早苗総務相は、鈴木茂樹総務事務次官に停職3カ月の懲戒処分を行い、同次官は同日退職した。同21日朝刊1面。27日、金融庁は、かんぽ生命と日本郵便に3カ月の一部業務停止を命じた。また、日本郵政の長門正貢社長らグループ3社の社長が辞任を発表した。長門氏の後任に、増田寛也元総務相が就くと正式発表された。同28日朝刊1面。

これに先立つ2019年1月25日、上田良一NHK会長は記者会見で、公共放送と政権との距離に関する質問に「答えを控えさせていただきます」との発言を繰り返した。朝日新聞2019年2月4日朝刊29面。しかし、この、かんぽ生命の不適切な保険販売を報じた、NHK「クローズアップ現代+」が2018年4月に放送されたが、これについて日本郵政グループが、「押し売り」「詐欺まがい」という表現は名誉毀損であるなどと抗議し、NHK経営委員会が上田会長に適切な対応を求め、上田会長が郵政側に「誠に遺憾」とする文書を同年8月2日に送ったという事実が発覚した。動画は削除され、続編も一旦延期されたという。同9月27日朝刊35面。NHKは、続編の見送りを日本郵政側に説明していたことも判

明した。文書の詳細も、抗議したのが元総務省事務次官で日本郵政の副社長である鈴木康雄氏であることも判明した。同 10 月 3 日朝刊 1 面。鈴木副社長は、3 日、国会内で記者団に対し、NHK は「取材を受けてくれれば動画を消す」と言い、「まるで暴力団と一緒。殴っておいて、これ以上殴って欲しくないならやめたるわ。俺の言うことを聞けって。バカじゃないの」などと述べた。同 10 月 3 日夕刊 10 面。3 日の NHK 会長の定例会見に出席した山内昌彦編成局計画管理部部長は、「丁寧取材交渉をしたと認識している」と述べた。同 4 日朝刊 3 面。しかし、会長を嚴重注意すると決めた際の経営委員会が議事録を作成していなかったことが、4 日の国会内の野党合同ヒアリングにより判明した。同 5 日朝刊 38 面。また、郵政側から NHK が、投稿動画の「削除なしに取材交渉はできない」と伝えられていたことが判明した。同 20 日朝刊 30 面。12 月 10 日、前日 9 日に NHK 経営委員会により次期 NHK 会長に選出されていた、元みずほファイナンシャルグループ会長の前田見伸氏が会見を開き、「政権が報道機関から権力チェックされるのは当たり前。距離はきちっと保つ」などと述べた。上田会長は再任されなかった。同 12 月 11 日朝刊 4 面。

5 月 27 日、日米首脳会談で貿易交渉を加速することで一致したが、トランプ米大統領は、その冒頭、「おそらく 8 月に両国にとって素晴らしいことが発表されると思う」と述べた。朝日新聞 2019 年 5 月 28 日朝刊 1 面。9 月 25 日に日米貿易協定は合意された。アメリカは牛肉、豚肉、小麦などの対日輸出の多い品目で TPP 加盟国並みの待遇を勝ち取ったが、日本の主張した自動車及びその部品のアメリカの関税緩和は先送りとなった。同 9 月 27 日朝刊 1 面。安倍首相が首相官邸で省庁幹部と面談した記録について官邸では作成していないと、菅官房長官が 6 月 3 日の記者会見で説明した。同 6 月 5 日朝刊 1 面。首相は、6 月 12 日夜、テヘランでイランのロハニ大統領と、13 日には最高指導者のハメネイ師と会談。同じ 13 日、日本の国産産業のタンカー（パナマ船籍）がホルムズ海峡で被弾する事件が発生（その後、7 月 1 日にイランのザリフ外相は、イランが核合意で定められた低濃縮ウランの貯蔵が制限量を超えたと表明した。また、10 月 18 日、日本政府は単独でホルムズ海峡に自衛隊を派遣すると発表した。そして、12 月 27 日、政府は、防衛省設置法に定められた「調査・研究」として、オマーン湾からバブルマンデブ海峡の間のオマーン・イエメン沿岸海域に海上自衛隊護衛艦と哨戒機を派遣することを閣議決定した。2020 年 1 月 3 日、米軍は、イラン革命防衛隊のソレイマニ司令官をイラクのバグダッドで殺害したと発表、アメリカとイランの間に緊張感が高まった。同 2020 年 1 月 4 日朝刊 1 面。8 日未明、イランはイラク国内の米軍拠点に報復としてミサイル攻撃をした。同 9 日朝刊 1 面。同月 22 日の衆議院本会議の代表質問に対し、安倍首相は、「特定の国家などが、日本関係船舶であることを認識し、武器等を使用した不法な侵害行為を行うことは基本的にない」などと答弁した。同 23 日朝刊 1 面）。2019 年 6 月 24 日、米ブルームバーグ通信は、トランプ米大統領が、親しい人との私的な会話で、日米安保条約は不平等として破棄する可能性に言及したと報じた。菅官房長官は、25 日、記者会見において、報道の事実を打ち消した。同 2019 年 6 月 26 日朝刊 1 面。しかし、同 29 日、ト



ランプ米大統領は、G20 サミット終了後の大阪での記者会見の席上、改めて同条約を「不公平な条約」と評価、安倍首相に、条約の「片務性」を「変える必要がある」と伝えたとも述べた。同 30 日朝刊 1 面。29 日の安倍首相と中国のプーチンと大統領の首脳会談は、北方領土 2 島返還も困難になり、「暗礁に乗り上げた」。同 30 日朝刊 4 面。この間の 28 日、安倍首相は、G20 サミット夕食会の挨拶で、復元大阪城のエレベーター設置を「大きなミス」と表現した。他方、27 日夜、安倍首相と中国の習近平主席との首脳会談は、日中を「永遠の隣国」と確認した。同 28 日朝刊 1 面。7 月 1 日、商業捕鯨再開。7 月 22 日に来日したボルトン米大統領補佐官が、在日米軍の日本側費用負担を現在の 5 倍とするよう求める可能性がある、日本側に伝えていたことが、後に報じられた。この際、悪化する日韓関係について、韓国の輸入手続を簡素化する「ホワイト国」扱いを継続するよう、安倍政権に求めたとされる。同 7 月 31 日夕刊 1 面。この間、香港では、2019 年 3 月 19 日以降、逃亡犯条例に反対するデモが続いていた。12000 人で始まったデモは、毎週末、100 万人超に膨れ上がった。国慶節の 10 月 1 日のデモでは、現場の警察官が実弾を使用し、デモに参加した高校生が一時重体となった。11 月 8 日には重体だった大学生が死亡し、初の死者が出た。24 日の香港にある 18 の区議会の選挙で、民主派は総議席（452 議席）の 8 割を超える（385 議席）圧勝となった。同 11 月 25 日朝刊 1 面。

7 月 3 日、日本記者クラブ主催の党首討論会で、首相は消費税率 10%への増税と、さらなる増税は「今後 10 年間ぐらいの間は必要ない」と発言、また、与党のほか、日本維新の会と、国民民主党の一部を巻き込んでの憲法改正に意欲を示した。朝日新聞 2019 年 7 月 4 日朝刊 1 面。4 日、参議院議員通常選挙公示。9 日、安倍首相は、ハンセン病家族訴訟で家族への賠償を国に命じた熊本地裁判決について控訴しない方針を表明した。他方、首相は「民主党の枝野さん」という言い間違えを連発していた。同 9 日朝刊 26 面。また、改憲が演説の前面上に出てきていると、同 15 日朝刊 3 面は指摘した。同 15 日の札幌市中央区での安倍首相の演説の際、警官がヤジを飛ばした市民を取り押さえ、演説現場から排除した。同 17 日朝刊 39 面。これについて、北海道警は 17 日、聴衆同士のトラブル防止のための通常の警察活動であると説明を変えた。当初は、公職選挙法違反の「おそれがある」としていた。同 18 日朝刊 31 面。同様に、21 日の参議院議員通常選挙の結果、自民党は議席をやや減らして単独過半数を割り込み、与党の獲得議席数は、ほぼ予想通りの 71 となり、改選議席の過半数は確保した。与党と日本維新の会などを合わせた、いわゆる改憲勢力の議席は、参議院の 3 分の 2 を割り込んだ。21 日深夜、安倍首相は、それでも、「国民民主党の皆さんの中にも憲法議論をしっかりしたいと言っている方がおられる」などと述べ、改憲意欲を露わにした。同 22 日朝刊 1 面。なお、国民民主党の玉木雄一郎代表が、25 日夜のインターネット番組で「我々も改憲議論を進めるし、安倍晋三首相にもぶつける」などと述べたことが野党共闘の直後だけに問題となり、26 日に記者団に「今までと考え方を変えて憲法論議に参加すると申し上げたつもりはない」と釈明した。同 27 日朝刊 4 面。萩生田光一自民党幹事長代行は、26 日夜のインターネッ

ト番組で、衆議院の大島理森議長について、野党に憲法審査会の「審査はやってもらうように促すのも議長の仕事」だと不満を示した。同 30 日朝刊 4 面。他方、公明党の山口代表は、22 日、選挙結果から「憲法改正を議論すべきだと受け取るのは、少し強引だ」と首相と距離を置いた。同 23 日朝刊 1 面。世論調査でも、安倍首相に望む政策の第 1 位は社会保障が 38%で、憲法改正は 3%に過ぎない。同 24 日朝刊 1 面。選挙後の同月 24 日、自民党沖縄県連が、沖縄選挙区での自民党候補の敗因分析をした沖縄タイムスと琉球新報の記事について、記事の訂正と謝罪文の掲載を求めて記者会見を行った。報道への圧力の恐れが指摘されている。同 25 日朝刊 30 面。同様に、8 月 24 日、埼玉県知事選挙の柴山昌彦文科相による大宮駅前での応援演説の際に「柴山やめろ」、英語で「民間試験撤廃」を意味する言葉を発した大学生を警察官が取り囲んで遠避ける騒ぎがあった。同月 27 日、同文科相は、会見で、「大声を出すことは権利として保障されているとは言えない」との見解を示した。同 8 月 28 日朝刊 30 面。このほか、柴山文科相は、9 月 6 日から 7 日にかけて、高校生が昼食時間に「政権の問題をたくさん話した」とのツイートに「こうした行為は適切でしょうか?」と応じたことについて、10 日の会見で、安倍政権への投票をしないように求めた教員の投稿などが教育基本法や公職選挙法に反するとの見方を示した上で、「高校生の政治談義を規制するつもりはない」と釈明するに至った。同 9 月 11 日朝刊 26 面。首相は、10 月 4 日、臨時国会冒頭での所信表明演説で「令和の時代に日本がどのような国を目指すのか。その理想を議論すべき場こそ、憲法審査会ではないか」と議場の国会議員に呼びかけた。なお、10 月 16 日と 24 日には、高松高裁と札幌高裁がこの選挙の議員定数不均衡を違憲状態と判示した(残る高裁判決は合憲)。同 10 月 17 日朝刊 1 面及び 24 日夕刊 13 面。

石崎徹衆議院議員が当時の秘書に暴行した疑いで被害届を出され、「しばらく休養する」とした。朝日新聞 2019 年 7 月 19 日朝刊 29 面。9 月 25 日、書類送検。在留資格認定証明書交付の口利き疑惑が週刊文春で報じられた上野宏史厚労事務官が、8 月 28 日に辞任願を提出した。30 日の閣議で、読売新聞グループ本社の白石興二郎会長をスイス大使に充てる人事を決めた。「元号に関する懇談会」有識者 9 人の 1 人。同 8 月 31 日朝刊 37 面。また、9 月 6 日、JR アセット証券が顧客の国会議員の私的な取引で証拠金の不足を立て替えた問題で、自民党の石井浩郎参議院議員が自身の取引であることを認めた。同 9 月 7 日朝刊 33 面。

愛知県で開かれている「あいちトリエンナーレ 2019」(津田大介芸術監督)の企画展「表現の不自由展・その後」で展示されている、慰安婦を表現した韓国人彫刻家夫妻の創作した少女像について、8 月 2 日、河村たかし名古屋市長が大村秀章愛知県知事に展示中止を含む適切な対応を求める抗議文を提出したことを明らかにした。国際芸術祭の実行委員会は、県、名古屋市、経済団体などで構成され、大村氏が会長、河村氏が会長代行を務める。展示物には、憲法 9 条をテーマとした俳句など、美術館から撤去された作品もある。菅官房長官も、同日、記者会見において、「補助金交付の決定にあたっては、事実関係を確認、精査して適切に対応したい」と述べた。朝日新聞 2019 年 8 月 3 日朝刊 34 面。実行委員会は、3 日夕方、同展

覧会の中止を決めた。同4日朝刊1面。5日、大村県知事は、中止を求めた河村市長らを「憲法違反の疑いが濃厚」と批判した。菅官房長官も記者会見で、「一般論で言えば暴力や脅迫はあってはならない」と発言した。同5日夕刊7面。河村市長は「表現の自由は」「絶対に何をやってもいいという自由じゃありません」と反論した。同6日朝刊27面。7日、美術評論家連盟や、志田陽子武蔵野美術大教授らの学者7人が抗議声明を出した。同8日朝刊32面。また、9日、神戸市などは、津田氏が参加する18日のシンポジウムを中止すると発表した。同10日朝刊30面。15日、醜聞聡東京大名誉教授らが愛知県と名古屋市に、企画展の再開を求める申入書を提出した。同16日朝刊25面。9月2日、展覧会の実行委員会メンバーと津田監督がそれぞれ、日本外国特派員協会で会見を開き、実行委員会のメンバーで編集者の岡本有佳氏が「行政の判断は検閲に当たる」と発言するなどした。同日、河村市長は、トリエンナーレの開催経費につき、「まだ3千万円払っていない。国はどうするのか。共同歩調をとりたい」などと述べ、支払わない可能性を示唆した。同9月3日朝刊26面。6日、衆議院第2議員会館で市民団体が抗議集会を開いた。同7日朝刊33面。17日、愛知県の検証委員会は、企画展は「不適切であったとは言えない」が、「公立施設を会場とすることへのこだわりは疑義が残る」、河村市長の発言で電話による攻撃（電凸）が激化した可能性もあると指摘した。同18日朝刊25面。検証委員会は25日、不自由展について「条件が整い次第、すみやかに再開すべきである」とする見解を纏め、大村愛知県知事も脅迫などのリスク回避策をした上で10月14日までに再開する考えを示した。津田芸術監督は知事から嚴重注意されたが、辞任は否定した。同26日朝刊1面。同月26日、文化庁は採択を決めていた補助金約7,800万円の不交付の方針を固めた。これに対し、大村県知事は、合理的な理由があるのかということについて、国と地方の係争処理委員会で理由を聞くことになると思う」と発言した。同26日夕刊11面。その後、萩生田文科相が、「正しく申告してくれないと、文化庁としては判断できない」と、文化庁の判断を当然とするコメントを出した。同27日朝刊1面。同月30日、企画展の実行委員会が展示再開を求めた仮処分の審尋が名古屋地裁であり、10月6日から8日頃に展示を再開する方向で芸術祭実行委員会側と和解した。同30日夕刊1面。文化庁が芸術祭への補助金不交付を決めた際の議事録を作成していないことも判明した。また、補助金審査の委員1名が、採択を決めたものを後から不交付にするのでは審査の意味がないとして辞意を示した。同10月3日朝刊26面。7日夜、実行委員会委員長の大村県知事は記者会見し、8日からの再開を表明した。抽選による入場制限を行うこととした。同10月8日朝刊1面。萩生田文科相は、補助金不交付は変わらないと改めて述べた。同10月8日夕刊9面。再開に際し、写真撮影を禁じ、SNSでの拡散防止を求めた。河村名古屋市長が、再開に反対し、一時座り込みをするなど、抗議する人の姿もあった。同10月9日朝刊1面。類例はこれに留まらず、オーストリアのウィーンで開かれている展覧会「ジャパン・アンリミテッド」に対し、在オーストリア日本大使館が10月末、両国150周年事業としての認定を取り消していたことが判明した。中には、安倍首相に似た日本の総理大臣を名乗る人物が鎖国を訴え

たり戦争について中国と韓国に謝罪したりする会田誠氏の作品があるほか、東京電力福島第一原発事故の謝罪会見を題材にした作品があった。同 11 月 7 日夕刊 10 面。芸術祭の補助金をカットする問題は各地で生じ、近年、憲法学界にある「政府言論」論の危うさを示すに至っている。

8 月 15 日、全国戦没者追悼式にて、天皇は、即位以来初の「おことば」において、「過去を顧み、深い反省の上に立って」と発言した。安倍首相は、1993 年の細川首相以来の加害責任への言及を、就任以来しない姿勢を今年も貫いた。

8 月 20 日、立憲民主党と国民民主党は、党首会談において、衆参両院で統一会派を組むことで合意した。9 月 19 日には衆議院の会派「社会保障を立て直す国民会議」も含めて、衆参での統一会派で合意した。社民党も加わり、同会派は衆議院で 120 議席、参議院で 61 議席となった。臨時国会は 10 月 4 日召集された。12 月 12 日、国民民主党、社会民主党は、立憲民主党が呼びかけている政党合流について、それぞれ、協議開始に応じる、党内で協議を開始するという対応を決めた。朝日新聞 12 月 13 日朝刊 4 面。しかし、2020 年 1 月の通常国会前に党首間の合流交渉は潰えた。

カジノを含む統合型リゾート (IR) について、2019 年 8 月 22 日、横浜市の林文子市長が参加を表明した。前回の選挙では「白紙」としていた態度を一変させたものだと、市民が市役所に押しかける一幕もあった。方針変更は、菅官房長官経由で安倍政権、米トランプ政権の意向を受けたものとの指摘もある。22 日の記者会見で、菅官房長官は「常日頃からさまざまな案件で議論していることは事実」としつつ、「横浜市の対応であり、政府の立場でコメントすべきではない」とした。朝日新聞 8 月 24 日朝刊 3 面。朝日新聞の世論調査では、横浜市民の 64% が IR 誘致に反対である。同 10 月 2 日朝刊 29 面。また、東京地検特捜部が、自民党の秋元司衆議院議員の元秘書の関係先を外国為替及び外国貿易法違反の疑いで捜索し、一部報道機関は「秋元氏が関係する企業を特捜部が家宅捜索した」と報道した。秋元氏は関与を否定した。同 12 月 10 日朝刊 38 面。同議員は、2016 年 12 日にカジノ解禁法案を衆議院内閣委員会で強行採決した際の委員長。内閣府副大臣を務め、IR を担当したほか、沖縄で開かれたシンポで中国企業の CEO と共に出席して講演していた。IR への参入を希望していた中国企業「500 ドットコム」が 100 万円以上の現金を無届で国内に持ち込んだ疑いが生じ、東京地検特捜部は秋元議員の元秘書の自宅などを捜索した。同 12 月 17 日夕刊 29 面。19 日に特捜部は外為法違反容疑の関係先として同議員事務所を捜索した。同 12 月 19 日夕刊 1 面。特捜部は 25 日、IR 参入を目指していた中国企業から賄賂を受け取っていたとして、秋元議員を収賄容疑で逮捕した。中国企業側の 3 人も贈賄容疑で逮捕した (のちに、衆議院議員会館で 300 万円の受渡しがなされたと報じられた。同 27 日朝刊 1 面。秋元議員は 2020 年 1 月 14 日に別の収賄容疑で再逮捕)。菅官房長官は、IR の整備を着実に進めると、2019 年 12 月 25 日の記者会見で述べた。同 25 日夕刊 1 面。自民党の森山裕国対委員長は、立憲民主党の安住淳国対委員長の、この問題についての内閣委員会での閉会中審査を年内に行うべしとの

求めに応じず、1月第2週までに内閣委員会理事懇談会を開くことを提案した。同26日夕刊1面。同2020年1月1日朝刊1面は、同汚職事件で、中国企業側は、自民党4、維新1の5人の国会議員に現金が渡したと供述していると報じた。自民党の岩屋毅、中村裕之、宮崎政久、船橋利実の各衆議院議員は受領を否定した。同5日朝刊25面。船橋議員は、札幌の観光会社から100万円の寄付を受け取ったとして、政治資金収支報告書を修正していたことが判明した。同8日夕刊7面。6日、日本維新の会の下地幹郎衆議院議員は現金受領を認めた。同7日朝刊1面。維新は、同議員を除名した。22日の衆議院本会議の代表質問に対し、安倍首相は、IRを「丁寧に進めて参りたい」などと答弁した。同24日朝刊1・2面。

2019年9月11日、内閣改造。文科相に加計学園問題で多数登場した萩生田光一氏。安倍首相は、記者会見で、憲法改正への「議論は行うべきだというのは国民の声」と述べた。朝日新聞9月12日朝刊1面。内閣府政務官に、不倫報道のあった今井絵理子参議院議員が任命され、農林副大臣には「3人以上の子供を」発言の加藤寛治衆議院議員、法務副大臣には、文科副大臣時代に、加計学園問題での文科省告発者に対して守秘義務違反の可能性を示唆する発言をした義家弘介衆議院議員、国土交通兼内閣府政務官には、以前、財務省理財局長の答弁に「野田総理の秘書官」だから「安倍政権をおとし入れるために意図的に変な答弁をしている」と発言した和田政宗参議院議員なども任命されたが、菅官房長官は会見で「適材適所だ」と自賛した。同14日朝刊4面。

2019年9月27日、関西電力の岩根茂樹社長は記者会見し、役員20人が2018年までの7年間に、個人から私的に約3億2千万円分の金品を受け取っていたことを記者会見で公表した。関係者によると、「個人」とは、関電高浜原発が立地する福井県高浜町の森山栄治元助役（2019年3月死去）であり、元助役には原発工事の関連会社から資金が流れていたという。朝日新聞9月27日夕刊1面及び28日朝刊1面。豊松秀己元副社長は、森山氏が「お会いする度に」金品を「持ってこられた」、返却しようとしたが「激高された」などと釈明した。同30日夕刊9面。助役が相談役や顧問を務めた2社が3年間で110億円もの原発関連工事を関電から受注していた。同10月2日朝刊1面。元副社長と常務執行役員計2名が1億円超の受領をしていたことが判明。同10月2日夕刊1面。ところが、3,400万円分の未返却分があるなど、会見と矛盾する事実があることが判明した。同10月4日朝刊1面。また、原発部門以外にも金品が贈られ、森山氏への情報提供もなされていたことがわかった。同10月6日朝刊1面。八木誠会長は一転して辞任の意向を固めた。同10月9日朝刊1面。会長、岩根茂樹社長ら役員7名が辞任することとなった。また、調査のため、但木敬一元検事総長を委員長とする第三者委員会を立ち上げることとなった。同10月10日朝刊1面。森山元助役は、福井県の顧問弁護士でつくる調査委員会は、11月21日、県職員109名が森山氏から金品などを受領しており、うち21名に対するものは純金小判など「儀礼の範囲を超える」ものであったことと発表した。同11月22日朝刊1面。ほかにも、歴代幹部15人が元助役から金品を受領していたことが判明した。同12月12日朝刊1面。関連して、2020年1月23

日、佐賀県玄海町の脇山伸太郎町長が、2018 年初当選直後に福井県敦賀市の塩浜工業（建設会社）から現金を受け取り、2019 年末に知人を介して返却したと、会見で述べた。同 2020 年 1 月 24 日朝刊 30 面。

2019 年 10 月 8 日、ねんきん定期便の印刷を巡り談合があったと、公正取引委員会は立入検査を始めた。独占禁止法違反の疑い。朝日新聞 10 月 8 日夕刊 1 面。また、各省庁が全職員に、マイナンバーカードの取得を勧め、取得しない理由を家族も含めて尋ねる調査をしている。同 11 月 25 日夕刊 1 面。

10 月 13 日、二階自民党幹事長は、党の緊急役員会において、90 人余の死者・行方不明者を出した台風 19 号の被害について「予測されて色々言われていたことから比べると、まずまずで収まったという感じだ」と挨拶した発言について、15 日、会見において、「撤回するもしないもないが、今後、災害復旧に対して全力を注いでいく」と述べ、発言を撤回しなかった。朝日新聞 10 月 15 日夕刊 11 面。17 日にも、「言葉尻を捉えてうんぬんしても災害復旧は始まらない」と述べた。同 18 日朝刊 4 面。また、河野太郎防衛相は、28 日の自身の政治資金パーティーで、「災害派遣、自衛隊の隊員が出てくれております」との文脈ながら、「私はよく地元で雨男と言われました。私が防衛大臣になってからすでに台風が 3 つ」と述べた。また、同パーティーの参加者は約 800 名とされ、2001 年閣議決定の大臣規範の「大規模な開催」の自粛に抵触するとの指摘もなされた（但し、2007 年の官房長官菅谷は、1 千人が目安としていた）。同 29 日朝刊 4 面。不謹慎との批判が出ている。同大臣は、29 日の記者会見と参議院外交防衛委員会で謝罪したが発言の撤回はしなかった。同 29 日夕刊 8 面。11 月 7 日、森田健作千葉県知事は、台風 15 号が 9 月 9 日に県内を直撃し、大規模停電や電話の普通などに見舞われた翌 10 日、災害対策本部のある県庁から約 30km 離れた芝山町の「自宅」まで公用車で帰っていたことを明らかにした。自家用車に乗り換え、隣の富里市周辺を私的に視察したという。だが、県は知事の行動を把握せず、連絡手段も確保していなかった。同 11 月 8 日朝刊 34 面。知事は、9 月 10 日の「オリンピック・パラリンピック CHIBA 推進会議」に出席し、冒頭の挨拶で「うちは芝山なんです。樹齢 80 年の木が倒れまして、あと 4-5 本の木が倒れまして」などと述べていたことが、この会議録から判明した。同 19 日朝刊 30 面。

10 月 17 日、衛藤晟一大臣、18 日、高市早苗総務相が靖国神社を参拝。同月 16 日、参議院予算委員会において、立憲民主党の杉尾秀哉委員から、公職選挙法の禁ずる選挙区内での贈答品を配布の記憶の有無を問われた菅原一秀経産相は、「私の認識では、ない」、贈答リストも秘書に「命じたことがない」と答弁した。同 16 日朝刊 4 面。しかし、23 日、週刊文春電子版で香典を送ったことが報道され、25 日、衆議院経済産業委員会で自ら説明すると表明していたにも拘らず、同朝に辞任し、国会での説明は果たさなかった。同 25 日夕刊 1 面。7 月の参議院議員通常選挙広島選挙区で当選した河井案里氏の事務所が運動員に法定上限を上回る報酬を支払っていた疑惑を、週刊文春の電子版が同月 30 日に報じた。案里氏は河井克行法相の妻。法相の元公設秘書の関与も指摘される。同 31 日朝刊 4 面。法相は 31 日辞任し

た。2020年1月15日、広島地検は案里氏の事務所を自宅搜索。同1月15日夕刊11面。深夜、夫妻はそれぞれ会見を行ったが、疑惑を語らず議員辞職も否定した。同16日朝刊1面。広島地検は17日、案里氏の公設秘書を聴取し、違法性を認識していたと供述していることが判明した。同19日朝刊1面。2019年11月20日午後6時から開かれた広島県選出の自民党・松下新平参議院議員の政治資金パーティーで、県事務所の職員4人が受付や会場誘導などを行っていたことが判明した。同11月27日朝刊39面。2020年1月22日の衆議院本会議の代表質問に対し、安倍首相は、菅原・河井元大臣らの事件につき、「捜査に関する事柄についてはお答えを差し控える」などと答弁した。同23日朝刊2面。23日、週刊文春は、2019年の選挙前に自民党本部から案里氏の側に1億5,000万円が支払われた（もう一人の自民党候補であった溝出氏の1,500万円の10倍）と報道。案里氏もこれを明らかにした。朝日新聞2020年1月4日朝刊31面。30日発売の週刊新潮で、選挙運動員報酬疑惑は橋本聖子五輪相にも及んだ。

萩生田文科相は、24日のBSフジの番組「プライムニュース」で、英検などの民間試験の利用は受験生の経済状況や地理的条件による不公平が生じるのではないかと質問に、「それを言ったら『あいつ予備校通っていてずるいな』というのと同じ」などと述べた末、「自分の身の丈に合わせて、2回をきちんと選んで勝負してがんばってもらえれば」、「どんなに裕福でも2回しか結果は提出できないので、試験の条件は平等」などと述べた。同大臣は、報道陣の取材に対し、「受験生に不安や不快な思いを与える説明不足な発言だった」と謝罪した。同28日夕刊11面。しかし、発言は撤回しなかった。同29日朝刊2面。だが、29日になって、記者会見で「あの発言を撤回したうえで真意を説明したと受け止めて頂いて結構」と述べ、発言を撤回した。同29日夕刊1面。このことが波及したのか、同大臣は、11月1日、大学入学共通テストで活用される英語の民間試験について「来年度からの導入を見送る」と表明するに至った。同11月1日夕刊1面。6日の衆議院予算委員会では、この問題の集中審議がなされたが、野党統一会派の今井雅人委員が加計学園問題への萩生田文科相の関与を、文科省内で作成されたとされる文書が見つかったと質問したのに対し、安倍首相が「あなたが作ったのでは」とやじる場面があった。同7日朝刊2面。首相の不規則発言は続き、8日の参議院予算委員会でも、質問した立憲民主党の杉尾秀哉委員に対し、「共産党」などと発言するとされる。同委員会でも、福山哲郎委員の質問に対し、首相は、文科相を「文教政策の専門家」と評し、適任であるとした。同9日朝刊4面。20日の衆議院文部科学委員会で、ベネッセが首都圏約250の高校、約300人の教員を対象に大学入試改革に伴う自社サービスなどについて説明した会合で配布した資料に、共通テストに向けた記述式の採点基準の作成などで助言事業を請け負っている旨の記載があった問題で、萩生田文科相は、「記述式問題の中立性、信頼性に疑念を招く」と認めた。また、共通テストでの活用が見送られた英語民間試験を巡り、下村博文元文科相が自民党の会議で東京大学が入試で活用するように文科省に求めた、とする報道について、憲法23条違反の恐れを指摘されたが、萩生田氏は「指摘はあたらぬ」

と答弁した。下村氏は、20日、報道陣に対して、発言そのものは認めたが、「政治的圧力というふうにはまったく当てはまらない」と主張した。同21日朝刊30面。英語民間試験の導入は、2013年3月に首相官邸で開かれた産業競争力会議における、文科相の下村氏の「使える英語力を高めるため、大学入試でのTOEFLなどの活用も飛躍的に拡大したい」という発言や、三木谷浩史楽天会長の日本人の英語能力の低さを嘆く発言などをきっかけにしていた。同16日朝刊1・2面。12月17日、萩生田文科相は、共通テストにおける記述式を見送ると発表した。同17日夕刊1面。2018年の文科省の公開の有識者会議「英語4技能評価ワーキンググループ」でも、民間試験の検定料が高額なため、経済的な理由と居住地域の点で不利な生徒が多いことを懸念する声が出ていた。同24日朝刊34面。

毎年4月頃に行われる公費による首相主催の「桜を見る会」の参加者と支出が安倍政権下で急増し、首相らの地元後援会関係者が多数出席している疑惑を、2019年11月8日の参議院予算委員会で日本共産党の田村智子委員が追及した。同会の前日の「安倍晋三後援会 桜を見る会前夜祭」に約850人の講演会参加者が参加したことなども質した。朝日新聞11月9日朝刊4面。野党側は11月12日、統一会派と日本共産党などで調査チームを発足させ、国会での追及を強める方針を固めた。同12日朝刊4面。「桜を見る会」を含んだ観光ツアーを案内する文書が、安倍首相の事務所名で、地元有権者に届いていたことも判明した。二階自民党幹事長は、同日の記者会見で、「議員が選挙区の皆さんに配慮するのは当然だ」と発言した。また、議員らはこの会の記載をブログから次々削除している。同13日朝刊1・2面。13日の会見で、菅官房長官は、この会の招待者の選定について、政治家からの推薦・働きかけは「含まれているだろう」と述べた。同13日夕刊1面。同夕方の官房長官記者会見で、2020年のこの会の開催を中止すると一転して発表した。記者団の問いかけに、首相は、「私の判断で中止をすることにした」とだけ述べて官邸を後にした。同14日朝刊1・2面。2019年11月15日午後、首相は記者団の取材に対して、「国会から求められれば、出て行って説明するのは当然のことだ」と発言した。同15日夕刊1面。また、首相は、口頭で、会の前夜に行われた「夕食会を含め、旅費、宿泊費等のすべての費用は参加者の自己負担で支払われている」、事務所や後援会に収入・支出は一切生じておらず、「政治資金規正法上の違反には全く当たらない」と発言した。しかし、証拠は示されず、内閣府・内閣官房は「桜を見る会」の招待者名簿を「廃棄した」としており、野党は批判を強めた。同16日朝刊1・2面。16・17日の世論調査では、首相の説明に「納得できない」が68%、「納得できる」が23%だった。内閣支持率は44%(不支持は36%)。首相の元秘書の前田晋太郎下関市長は18日、定例記者会見で、「ものすごく地方に元気を与えてくれる会」などと述べた。同19日朝刊1・4・31面。19日、菅官房長官は、議員推薦枠を廃止する意向を表明した。同19日夕刊1面。自民党が、2019年改選の党所属の参議院議員に対し、「桜を見る会」に友人など「4組までご招待」できるとする案内状を送っており、また、下関市では、自民党系市議が、安倍事務所名の「桜を見る会」案内状と参加申込書を用いて知人を招待していた。同20日朝刊33面。



20日の参議院本会議で首相は、招待者の選考過程への自らの関与を認めた。夕食会の主催者が安倍晋三後援会であることも認めた。衆議院内閣委員会において、「桜を見る会」にはその妻の昭恵氏の推薦枠があることも明らかとなった。昭恵氏を巡っては、森友学園問題では「私人」というのが政府側説明であったが、その公人性が露呈した。また、大塚幸寬官房長は、同会の参加者名簿は5月9日に「シュレッダーで廃棄した」と説明した。同21日朝刊1-4・31面。また、21日の内閣委員会では、立憲民主党の杉尾秀哉委員の、「桜を見る会」に反社会的勢力らしき人物が参加しているとの質問に、菅官房長官は「セキュリティの向上策を全般的に見直す中で対応していきたい」と答弁した。同22日朝刊4面。22日、内閣府は「桜を見る会」招待者のうち各省庁推薦分3954人の名簿を国会に提出したが国家公務員以外の殆どは黒塗りである。同23日朝刊4面。26日、菅官房長官はそれには「実際には自民党関係者からの推薦も多く入っていたのではないかと」発言した。同27日朝刊4面。かつ、この会に「反社会的勢力」が出席していたとして野党側は追及を強めた。同28日朝刊35面。オーナー商法で家宅捜索を受けたジャパンライフの山口隆祥氏がそれで、同社は勧誘に、社長が「桜を見る会」招待者であることをHPに掲載しており（但し、参加できない旨も掲載）、その受付票番号から「総理、長官等推薦枠」ではないかとの疑惑が強まった。同29日朝刊33面。12月2日、参議院本会議で、社会民主党の吉田忠智議員の質問に答え、安倍首相は、山口氏を会に招いたかどうかについて、「個人に関する情報であるため、回答を控える」と述べ、同氏が「過去に私が招待された多人数の会合などの場で同席していた可能性までは、否定しない」が「一対一のような形でお会いしたことはない」、妻も「面識がない」と答弁した。吉田議員は、「首相自ら名簿の復元を指示すべきだ」と述べた。同12月2日朝刊1・3面。18日、ジャパンライフ被害弁護団は、首相に向けて、山口代表を「招待した経緯について誠意をもって説明すべきだ」などの声明を出した。同12月19日朝刊34面。4日の記者会見で、菅官房長官は、これらの文書のバックアップデータが残っている可能性を認めつつ、それは「行政文書ではない」と答弁した。同5日朝刊1面。5日の記者会見でも菅官房長官はこの答弁を繰り返し、記者が「国会議員の資料請求は、行政文書に限られないのではないか」と指摘しても、「政府が責任を持って対応するのは行政文書」と発言した。5日、野党側は安倍首相の昭恵夫人に対する公開質問状を首相の事務所に提出したほか、国会内で幹事長・書記局長会談を行い、臨時国会の会期の40日間の延長を求めることで一致した。同6日朝刊4面。2001年小泉内閣が、行政文書がない場合には「必要に応じ要求内容に沿った資料を新たに作成して提供することがある」と見解を示していたことが判明し、菅官房長官の説明とずれが生じているようである。同6日夕刊10面。しかし、9日をもって臨時国会は閉会した。安倍首相は同日の記者会見にて、「桜を見る会」に関する質問に答えて名簿データの復元は「不可能」との認識を改めて示すなど、従来の説明を繰り返した。この他、様々な問題を抱える萩生田文科相についても「適任」と繰り返した。同10日朝刊1・2面。菅官房長官は、10日の記者会見で、「桜を見る会」の名簿などを「新たな調査を行うことは考えて

いない」などと答弁した。同11日朝刊4面。12日の会見でも、「承知していない」などの答えを繰り返した。同13日朝刊4面。13日の会見では、首相などによる推薦者名簿を内閣官房が廃棄した時期について、会終了の「1週間程度のうち」と述べた。同日、首相は記者会見で、「政策論争以外の話に多くの審議時間が割かれている」と野党批判とも取れる発言を行った。同14日朝刊4面。「桜を見る会」の政府資料について、共産党の宮本徹衆議院議員が国立公文書館で確認したところでは、2005年でも区分「60」は「総理大臣推薦者」のうちの「総理大臣」であった。また、安部首相の昭恵夫人と一度名刺交換した相手を同会に「総理大臣」枠で招待していたことも判明した。同25日朝刊3面。2020年1月7日の記者会見で、菅官房長官は、内閣府が「桜を見る会」の2013-17年度の招待者名簿の廃棄記録を残していないことを明らかにした。2011年4月施行の公文書管理法と政府のガイドラインに反すると共に、「廃棄した」と主張してきた裏付け文書すら残っていないことになる。同2020年1月8日朝刊1面。10日の記者会見で、菅官房長官は、公文書管理法違反があったことを認めた。同法8条の定める、廃棄前の首相の同意手続を取っていないことも明らかになった。同11日朝刊1面。14日の記者会見で、菅官房長官は、5年分の招待者名簿が残っているかどうか「できるだけ精査」する考えを明らかにし、「最終的な推薦者は内閣府人事課なので、それと異なる記載を消して、その旨を説明しなかったということだ。極めて不適切な対応である」と述べた。同14日夕刊1面。14日、上脇博之教授ら13人が、背任で首相らを告発した。内閣府は、16日、参議院予算委員会理事懇談会で、推薦者名簿の推薦部局名を消す加工は、内閣府人事課長と課長級参事官の2人が国会提出の前日に行っていたことを明らかにした。同17日朝刊4面。内閣府は17日、6人の歴代人事課長を嚴重注意とした。同18日朝刊3面。21日の記者会見で、菅官房長官は、2011-13年の会場設営の資料が発見されたと発表した。2011・12年は民主党政権の下、東日本大震災を受けて中止。同22日朝刊4面。同夕からの野党の同号ヒアリングで、政府側から2014-19年の招待者数の内訳などが示され、野党側は「総理大臣等のところが増えているのは一目瞭然だ。なぜこの資料があるのに国会に示さなかったのか」などの質問が相次いだ。毎日新聞 Web ページ。なお、1月20日に通常国会が召集されたが、首相は施政方針演説で、「桜を見る会」などの疑惑に一切答えなかった。朝日新聞 2020年1月21日朝刊1面。22日の衆議院本会議の代表質問に対し、首相は、招待者名簿を「改めて調査を指示することは考えていない」などと答弁した。同23日朝刊1・2面。27日の衆議院予算委員会で、首相は、IR業者働きかけ、閣僚の辞任、河井案里氏への15億円、「桜を見る会」、杉田氏のヤジなどの疑惑について、正面から答えなかった。同28日朝刊1・2・4・6面。28日の衆議院予算委員会で、菅官房長官は、参加者の確認できないのは「桜を見る会」だけであると答弁した。同28日夕刊1面。同日、首相は、「桜を見る会」をめぐる招待プロセスを無視した不適切な表現（招待が既に決定されている）を含む文書を自身の事務所が招待者に向けて出していたことを認めた。「募っている」と「募集」と「推薦」は異なる、などの答弁を行った。私物化の疑念が強まった。同29日朝刊1・3・4面。29日に

は、参議院予算委員会で、立憲民主党の蓮舫委員の質問に対し、首相は「事務所のチェックには限界がある」と答弁した（この質問を自民党の世耕弘成参議院幹事長がTwitterで揶揄し、問題化）。同30日朝刊3・4面。内閣府が招待者数の内訳を示した資料の存在を2019年5月に把握していたのに、約8カ月、国会や官房長官に報告していなかったことも29日判明した。共同通信Webページ。30日、2018年の同会で自民党地方議員の招待者が急増したとする、参議院予算委員会での田村智子委員の追及に対し、首相は、「指摘は全く当たらない」と答弁した。朝日新聞31日朝刊4面。31日、衆議院予算委員会において、首相は、統一会派の山井和則委員の質問に、「桜を見る会」の前日の後援会主催夕食会を巡り政治資金収支報告書に記載がない理由について、会場のホテルと契約を交わしたのが後援会ではなく、「契約者の主体は参加者個人」（約800人）という説明を行った。同2月1日朝刊3面。2月3日、立憲民主党の辻元清美委員の質問に対し、首相は、他の議員でも「同じ形式であれば問題ない」と明言、辻本氏はこれを「安倍方式」と命名した。同4日朝刊4面。4日、黒岩宇洋委員の、前日夕食会は「買収ですよ」の発言に、首相は「ウソつき」と猛反発した。同5日朝刊4面（12日衆議院予算委員会で、首相は、この発言の謝罪に応じず。同12日夕刊1面）。5日、立憲民主党の大串博志委員の質問に、首相は、「事務所として」ホテルと参加者を「仲介している以上、合意した」と答弁を改めた。同6日朝刊1・4面。6日、政府の文書管理を担当する北村誠吾地方創生担当大臣は、立憲民主党の後藤祐一委員、統一会派の今井雅人委員の、「桜を見る会」での公文書偽造を質す質問に、「私の思いを答えた」、「刑法上の改ざんではない」との報告を内閣府から受けた」など、説明を二転三転させた。同7日朝刊4面。7日にも閣議後の記者会見でこの認識を再び示した。同8日朝刊4面。衆議院予算委員会でも「迷走」答弁は続き、野党は退席して、同会はそのまま参会となった。同8日朝刊4面。北村氏の答弁の迷走は10日も続いた。同11日朝刊4面。12日、辻元清美委員が質問の最後に「タイは頭から腐る。そろそろ首相自身の幕引きだ」と述べて質問を終えた後、首相が「意味のない質問だよ」とヤジを飛ばしたことで、野党側の抗議が10分続き、最終的に自らのヤジであることを認めた。13日、野党は、「議会制民主主義を破壊する発言」（志位和夫日本共産党委員長）などと反発を強めたが、懲罰動議を温存し、国会審議で追及する判断に傾いた（首相は17日に謝罪に追い込まれる）。同じ日、「桜を見る会」前日の夕食会について、弁護士有志が公職選挙法と政治資金規正法の違反で刑事告発する方針を表明した。同14日朝刊4面。

東京地裁は、2019年12月18日、元TBS男性記者に対して女性ジャーナリストが損害賠償を求めた裁判で、望まない性行為で精神的苦痛を受けたことを認めて元記者に330万円の支払いを命じた。元記者は安倍首相に近い立場であると言われる。2020年2月7日、週刊文春が、内閣官房健康・医療戦略室の大坪寛子次長が2018年9月のインド出張の際にホテルで和泉洋人首相補佐官の部屋と内部で行き来できる部屋に宿泊したと報じ、7日の衆議院予算委員会で立憲民主党の早稲田夕季委員の質問に答え、大坪氏はこれを認めた。医師免許を有するので、との説明。野党側は、12日の予算委員会に和泉氏の出席を求めたが、与党は応

じなかった。朝日新聞2020年2月13日朝刊4面。

2020年1月31日、東京高検の黒川弘務検事長について、定年半年後の8月7日まで続投させる人事が閣議決定された。次期検事総長の候補の1人。朝日新聞1月31日夕刊1面。検察の独立性を侵し、政権の政治的意図を指摘する声もある。同2月4日朝刊3面。10日、衆議院予算委員会で、公務員の定年延長は検察官や大学教員には適用されないとする1981年の政府答弁を根拠とする山尾志桜里委員の質問に対し、森雅子法相は「検察庁法の解釈の問題」として、法務省の今回の解釈は正当だと答弁した。同11日朝刊3面。13日の衆議院本会議において、安倍首相は、1981年当時は検察官も改正公務員法の適用除外であったが「今般、」同「法の規定が適用されると解釈することとした」と答弁し、解釈変更であることを認めた。法的安定性を懸念する声がある。同14日朝刊1面。

2019年12月の内閣支持率は38%、不支持率は42%。支持率が大きく下がり、不支持が逆転した。朝日新聞12月24日朝刊1面(なお、2020年1月の支持率は38%、不支持率は41%。同2020年1月28日朝刊3面)。しかし、「桜を見る会」の国会追及は「その必要はない」が50%に達している。出鱈目で不条理な「公」というものに慣らされてきたのか。(以上、2020年2月16日まで)

適正な決定手続なき多数の横暴は、組織の大小に拘らず、立憲主義的ではない。6年目に及べば甚だである。国レベルであってもなくても。愚かなる群衆が愚かなる代表と愚かなる取巻きを選ぶことを妨げるための法理論を立てねばならない。悪弊の伝播も甚だしい。

〔付記3〕 横浜国際社会科学研究所は、残念ながら、2018年度掲載分からは、学外からは、電磁媒体としての閲覧しかできなくなった。2019年度下半期刊行の24巻3号1頁の論説「緊急逮捕の合憲性——刑事手続に厳格な審査を施す意味」及び4号135頁の研究ノート「法科大学院での憲法教育——2013年入学未修者までの分析に基づく」については、基本的には、横浜国立大学学術情報リポジトリ [https://ynu.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_snippet&index\\_id=407&pn=1&count=20&order=16&lang=japanese&page\\_id=59&block\\_id=74](https://ynu.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=407&pn=1&count=20&order=16&lang=japanese&page_id=59&block_id=74) から参照されたい。